

第8日目（3月8日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席、代表監査委員から早退の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問時間制限は、市長答弁時間を含め、1人当たりの質問総時間で60分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を超過しますとブザーが鳴ります。質問の最中でもそこで終了となりますのでよろしく願いいたします。なお、残時間が10分になりますと1鈴、5分になりますと2鈴が鳴り、モニターの色が赤くなりますので目安にしてください。

初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は、質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。併せて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問についてのみ、まとめて行っていただきます。

また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、市長の質問及びそれに対する質問議員の答弁は、議員の質問時間に含めないこととします。よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様、早朝よりご苦労さまです。

○議 長 質問順位1番、議席番号4番・吉田光利君。

○吉田光利君 皆さんおはようございます。傍聴の皆さん、早朝よりありがとうございます。私は昨年12月の議会では、一般質問の大取を務めさせていただきました。なぜか今回、今年初めての一般質問はトップバッターでございます。不思議な巡り合わせを感じているところでございます。

コロナ禍の中、先日、魚沼コシヒカリ特A獲得の明るいニュースがありました。非常に喜ばしい限りだと思っているところです。生産者をはじめ、関係各位のご努力に心より敬意を表するものでございます。

建設業の技能者不足について

それでは、本題の一般質問に入らせていただきます。今回は建設業の技能者不足についてでございます。いわゆる職人不足です。

ハローワーク南魚沼によると、令和2年12月の南魚沼市、湯沢町管内の有効求人倍率は

2.34倍であり、1月の速報値、先週ありましたが、1.88倍であります。産業別、規模別及び季節要因から一概に言えないが、コロナ禍の中、求人数が求職数を大きく上回る高い水準にある。また、令和3年3月高校卒業者の状況は、ほとんどの生徒が就職を内定しており、喜ばしいことである。

特に人手不足が深刻なのは、人々が生活するためになくてはならない建設業であります。大工、左官、屋根板金職人をはじめとする多くの技能スペシャリストは、全国的に高齢化と人手不足が常態化した現実である。南魚沼市内の多くの事業者も例外でなく、給与・福利厚生等の待遇面や働く職場環境の見直しを行い、あらゆる面で改善に向けた経営努力を重ねています。しかしながら、現状は職人の確保と育成には厳しい状態が続いており、将来展望に大きな不安を感じている。

そこで、以下に市長の所見を伺う。1、職人不足及び後継者不足は業界の大きな課題である。行政として支援策の考えは。2、新型コロナウイルス感染症収束後に備え、外国人の技能実習及び特定技能の受入支援を積極的に行うべきではないか。3、新卒者及び若い世代に「魅力ある職場と職人」のアピールを、官民一体で発信すべきではないか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。それでは、一般質問をよろしく願いいたします。まず、トップバッターの吉田議員からのご質問に答えてまいります。

建設業の技能者不足について

大きな意味の建設業というくくりだと思いますが答えてまいります。1番目の行政として後継者不足、職人不足等に支援策がないかということであります。大工さん、それから左官屋さん、そして屋根板金職人の皆さん等々をはじめとする技能者の高齢化、そして新たな技能者の担い手の確保、育成、これは地域にまた当市において大変大きな課題であると認識しています。平成27年の国勢調査——これが最近でありまして、残念ながら今年度とかのデータはないのですけれども、平成27年の段階で、南魚沼市の建設業従事者の平均年齢というのが、全国または新潟県より約2歳高い50.8歳となっています。建設業に従事する人の割合が特に40歳代が低く、3割以上が60歳以上ということです。これは平成27年なので5年前——調査時の数値ですので、現在はもっと人材不足感が高まっているのではないかと思いますし、これは本当によく耳にするところでもあります。

この問題は市だけではなくて、全国的な問題だとも思います。国においても働き方改革という観点から、現場における週休2日制の推進、人材確保の取組それらを推進しています。南魚沼市においても、国や県と連携しながら建設業界全体に対するイメージアップ、そして職場や作業現場の環境の改善等々、または情報発信に努めてまいりたいと考えております。一部そういうことを行っているかと思っております。

加えて、建設業だけではなく製造業、医療・介護の現場など様々な業界でも技術・技能を

持った人材が不足をしていると。これは建設業に限ったことではないというふうになっております。それらの危機感を持つ声が大変多いというところです。

市としても、南魚沼市まちづくり推進機構やハローワークなどと連携して、企業紹介の動画によるPRとか、こういうことに着手をしております。加えて高校生——すぐ働く人たちになっていこうとするそういう年代の皆さん——の職場体験の実施など、各業界の魅力を伝える取組を進めているところであります。すぐにこの状況を打開するという支援策は、なかなか難しいのでありますが、引き続き、国や県の動向を注視しながら、支援策について検討していきたいと考えております。

2つ目のご質問です。新型コロナウイルス感染症の収束後、外国人の技能実習、そして特定技能の受入支援を積極的にやるべきではないかというご質問ですが、これにつきましては様々ありますが、新潟県内におけるそういう外国人の——これは全国的な問題です。これらにつきましても、ずっと右肩上がりでは上がってきたわけですが、この1年間を見ると若干それが下がってしまっているということでもあります。

ハローワーク南魚沼管内の外国人労働者数というのが、一昨年度が842人です。昨年度は891人と、これは2年前よりも10.6%増加していますが、今年度に限って言うと794人。逆に97人が減少、前年比では約11%減少ということです。特に製造業において、大きく減少しています。しかし、建設業は平成30年度が10人、令和元年度が18人、令和2年度が21人ということで、多少増加。ただ、パイの問題というか分母の問題だとも思いますので、あまりこれだけ言ってもしょうがないのかという気がしますが、ただそういう状況です。

現在、市内の建設業において、外国人の技能実習及び特定技能外国人を何人受け入れているかについては、これはちょっと把握がなかなかしかなっていないということですが、受け入れるに当たりまして、これらの基準を満たす組織や体制の整備など、十分な受入れの準備が必要であると感じています。

加えて市でいえば、それらの外国人の皆さんに対する行政サービスのきちんとした下支えを、我々は整備していかなければいけないということも含めて、準備が必要であると思えます。

今後も慢性的な労働者の不足、人材不足は避けられない課題であると認識をしております。新型コロナウイルス感染症の収束後にも受入体制を積極的に行うべきと考えます。現在、ワクチン接種が進んでも、なかなか世界的な経済の復興、または人の移動が劇的に改善することは、少しなかなかまだ予断を許さないところがあるのではないかと考えておまして、各業界の皆さんと連携しながら、様々なご意見はあろうかと思えますので、これらについてつぶさに、共に進むという気持ちで支援に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

3つ目のご質問です。新卒者また若い世代に、魅力ある職場、そして職人、このアピールをということでもあります。官民一体で発信すべきではないか、まさにそのとおりだと思います。ご提言いただきましてありがとうございます。若い世代に対し、魅力ある職場と職人の

アピールがまだまだ足りないということだと受け止めさせてもらっていますが、先ほども申し上げました市のまちづくり推進機構、ハローワーク、また建設業の皆さんなど、官民連携して、既に取り組んでいる企業紹介の動画、例えば高校生の職場体験などをさらにこれに磨きをかけていくということ、これらによって情報発信に努めていきたいと考えます。

よく、3Kと言われる、きつい、汚い、危険。嫌な言葉ですがそういう印象が強いと。どうしてもそういうことがあるということですがけれども、建設業界に興味を持つ若者が少なくなってきたと長年言われ続けています。そのために、負のイメージの払拭、そして職種を理解してもらうため、これまで様々な対象を——例えば塩沢商工高校の皆さんと各種の出前講座、これは業界の皆さんが本当に一生懸命取り組んでいます。そして現場の見学会など、様々なセミナーやイベントへの参加案内の提供などを実施してきています。

加えて除雪の出動式等、これは自分も非常に強い思いがあって始めたところ、全国でも多分唯一ですけれども、そういう高い評価をいただく、そういうイベント性も含め、しかし、イベントで終わらせることなく、根底には次期の担い手を、いや、今申し上げている3Kとかそういうことではなく、この地域を支える、社会を支えるという点から、ぜひ、みんなに分かってほしいということが一番底にあって、こういうことに取り組んだりしています。

今年度行った出動式及び除雪の達人選手権、こういったことは、本当にまずは歩み出しかと考えているところであります。しかし、多くの子供たちにも見てもらい、かっこいいという観点からも入ってきていただいたり、それらが誇りになっていっていただければと、誇りとしての職業になっていただければという思いがしております。今まで以上に国や県、また関係先、建設業協会などをはじめ、そういった皆さんとの連携を強めながら、新卒者や若い世代へのアピールに努めていきたいと思っております。

加えて、コロナ禍で私ども南魚沼市は、新採用の職員を受け入れた会社につきましては、助成するというところに踏み出しています。これは令和3年度も含めてやろうということで、当初から、今回またお諮りするわけですが、これらについても一番の気持ちは、こういう今、議員ご質問の点に触れる部分も含めて、やろうと思っていることであるのでご理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 建設業の技能者不足について

それでは再質問させていただきますが、市長の答弁を聞きますとなかなか難しい課題だということを改めて私も感じたところがございます。昔は職人の人手不足など考えられなかったという印象があります。昔話で恐縮ですがけれども、分からない人もいると思っております。今は高校生ですがけれども、私の頃は中卒でした。中卒がやはりほとんどです。私どもの頃は高校への進学率が30%を割っていました。

その中で、自分なりに自分の体験をちょっと数字で出してみたのです。自分の同級生は144名から145名いたのです。そのうち全日制の高校に進学したのが38人でした。だから、進学

率が30%を割っているのです。あとは高度成長時代です。昭和42年、43年の頃でしたから。中卒は金の卵と言われたのです。ほとんど都会に行って、残っているのは職人になるか、あるいは農家を継ぐとかというのがパターンでした。だから、それで職人は何人希望していたかと言いますと、男子ですけれども70名中14名でした。亡くなった人がいたものですから。だから、20%が職人を目指していたのです。手職を持てば生活が安定するからということと、相当安定した生活が得られるということもあったのだと思います。

ところが、何と自分なりにこの質問をさせていただく中で、地域の声、事業者も回ってみました。そんな中で、やはり小規模事業主が中心ですけれども、現状は、生の声を聞くと、ほとんどがその職場、小規模ですから仕方がないと思うのですが、大工さんとか左官屋さん、職人は60代なのです。ということは、私が中学を卒業する頃の年代の人しか残っていないというような、中心になっているのです。70代も珍しくなくて、40代なんかいると若手バリバリという雰囲気だったのです。

私が議員になる前に就職ガイダンスなんかに行ったことがあった。そのときは、製造業には結構、高校生は集まるのです。建設業は皆無でした。非常に事業主さんも頭を抱えていまして、その後またお会いしていろいろ聞いたら、その後どうですかと言いましたら、全くゼロですと。ハローワークに出せども出せども、またいろいろなことをSNSを使って発信しても駄目なのですと。非常に苦しんでいました。

ということで、今、国勢調査云々の話が出ましたけれども、私が言いたいのは、本当に現場の生の声を聞くと切実です。今はそれこそパソコンもあったりコンピューターもあって、CADもあって、設計とか開発というのはどんどん進んでいます。けれども、そんないい設計ができたって実際に職人さんが仕上げなければ物はできないのです。絵に描いた餅なのです。本当に将来について私は震えました。地元産業の皆さんが言うには、実際に職人さんがいないので、でっかい仕事の引き合いはあるのですと。仕方なくよそに回ってしまうのです、他市に回ってしまうのですという切実な訴えも聞きました。

これは何とか私もこの議場で訴えたいと思っていますけれども、ここで聞かせていただきたいのですが、今、製造業連携研究会とかいろいろな横のつながりの会を市としても主導権を握ってやってくれています。同じように、やはりもっともっと職人とかそういった底辺、その関係のところを連携の何か手を打ってやる支援がないのか。そういう機会をつくってやるができないのか。それともっと泥臭く生の声を、データを把握するということが必要ではないかと思うのです。実際に担当部門がこの地域はどうだ、この地域はどうだという実態を調べていただきたいという気がするのですが、その辺についてどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 建設業の技能者不足について

ありがとうございます。製造業のことですと、製造業の皆さんが自主的に立ち上げてくださった形になってはいますが、やはりやり取りをしながら、ぜひ、そういうことは必要だという話をする中で、製造業の皆さんが今回タグを組んでくださって、製造業の市長との懇

談会的な会もつくってくれました。大変そこでの発言というか聞き取りというのが、自分としては非常に肥やしになっている。例えばそこからの生の声を政策化していくことが大事だと、やはり気づきもあるわけです。

そういう意味では、今ほど議員がお話になった職人さん方のそういう会をぜひ立ち上げるべきだというふうには聞き取っているわけですが、これはやるべきだと思います。

あとは、生の声が聞こえていないわけではなくて、やはりこれはちょっと口幅ったい言い方ですけども、市長という立場は、令和2年度はあまり人に会えないこともあるのですが、例えば選挙においてもいろいろな人に会う。例えば普段であれば、様々な皆さんとお会いします。そういう中で、これはいろいろな会で聞いているのは、やはり自分としてはそういうアンテナを張っているつもりですけども、これをさらに深めるためにも製造業で今回、道筋がついてきた、そういういろいろなことを聞き取れる、キャッチボールができる、そういうところをぜひつくるということについては、心を砕いてみたいと考えます。

あと、広義の意味では吉田議員の若い頃というか、高校ぐらいから職業を、当然そういうことがあってやっていたということは、私も本当にそのとおりで、うちの両親も2人とも高校の時分にはもう稼いでいたわけであります。全くその職業感というか、そういうことは今と比べようがないですけども、本当にそう思います。

1つの例でいうと、自分としてはちょっと思い出があるのですけども、私が高校1年生のときに、これは偶然というか本当にありがたかったのですけども、国際交流の形でオーストリアという国に行かせてもらいました。本当に感謝しているのですけども、それが人生を変えるきっかけだったと思っています。

そのときに衝撃を受けたことがあるのです。これはあまり話をしたことがなかったのですけども。私は当時多分16歳ぐらいだったと思うのですが、向こうの高校生とかと交流をします。中学生も含めてです。この中で、向こうの子供たちというか同世代の人たちが、もう既に将来の職業を決めているのです。当時もう何十年か前になってしまったのですけども、我々の日本ではそういうことはなかったですね。普通科の高校に行くとか、そういうことが当たり前の時代に、既に自分はケーキ職人になるとか、それから向こうでいう大工さん、向こうは木造建築が多いですから。そういったものになるのだということを誇りを持って、目を輝かせて話をしている同世代を見てびっくりしていたのです。

これを含めて、今、日本は農業女子とか言われるような様々、新しいところにも向かおうとしている人も出てくるので、こういう中で建設業もとか、そういったことにもなっていく。塩沢商工高校のいろいろな土木系の取組がありますが、こういったことをもっとちゃんとやっていき、普通科一辺倒でない時代や、そういう仕組みづくりをそういうふうにはやっていかないと、根本的な解決にはなかなかならないのではないかという思いをちょっとしています。

以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 建設業の技能者不足について

市長のほうから前向きに連携の会も検討するというお話をいただいて、いいなという感じがしたのですが。昔の話で恐縮ですが、昔の職人さんというか現役の職人に聞くと、実際、見習いの頃はどんな待遇だったのですかと言うと、月 3,000 円でしたよと。私は 5,000 円でしたと。高校を卒業して大工さんになるのも 5,000 円だったよという話を聞かせてもらって、今はそんなことは絶対にあるわけがないのです。今はいくら素人でもそれなりの待遇をしないと、あるいは社会保険、福利厚生をやらないと、とても人員確保ができないという時代なので、昔のことを言ってもしょうがないのですけれども、今はそういう時代だなということをつくづく受け止めたのですけれども。

それと、いろいろな例えば大工さんとか何とかと言っていますが、それこそ除雪のオペレーターもそうですけれども、技能スペシャリストです。建設事業もやはり特殊免許を取らなければいけないとか、リフトのやつを取らなければいけないとか、いろいろあるのですけれども、そういうのも全部事業所持ちで、でも免許は個人の持ちなのです。そして、休みを有給で与えてやって免許を取らせると。そして、社会保険は当然入れるという形までやっているのですけれども、我々個人事業主とか小さいところは非常にそういう面も苦労しています、というのがありました。

それと、今みじくも市長から 3 Kのお話がありましたけれども、私はやはり 3 Kの中で危険、安全だと思うのです。安全は昔に比べると全然国の規制も厳しかったり、またそういう意識も高まっているでしょうから、安全装置もいっぱいしっかりしていると思いますけれども、やはり今言った資格を取るとか、あるいは安全に対する設備投資とか、そういうものに対する支援的なものもあってしかるべきかと。あるいは何らかの導きがあっていいのかなという気がするのです。その辺は国もいろいろ取り組んでいるのは承知していますが、市としてはそのようなことへの考えはあるのかどうか。そういう題材があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。今言った何か資格を取るときの支援、あるいは設備投資的な安全に関する設備投資の支援、その辺の形で何かいいものがあるのかどうかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 建設業の技能者不足について

資格の問題はなかなか大変ですよ。例えば、言っているのかどうかあれですけれども、例えばうちの消防職で、そういう個人持ちの資格というのがあるのです。こういったことをでは果たして全部行政といえども、同じ行政内部でもそういうことを支援できるかということ、そういうのはなかなか難しいハードルがあります。なので、これは簡単ではないとは思いますが、はっきり言って。

しかし、私の記憶の中では、もちろん分かっていますが、建設業界の皆さんからも様々なそういう要望が出ていることは間違いありません。そういうことも含めて先ほど申し上げたいろいろな団体の皆さんとの協議や懇談をする場をきちんと設けて、これをやはり友好的に進めることの中で、具体的な今、議員がそういうご提言だと思いますが、業界からも本当の声としてこういう政策が必要なのでやってほしいと、支援策が欲しいということもきちんと

政策化して、言っているだけではなくて具体化していくことが大事かと思えます。

そういうことも含めて、先ほどのような会の立ち上げとかそういうことを、少し心を砕いていろいろ検討してみたいと考えます。今ほど話をされたような内容というのは、各業界からいろいろな声があるということは間違いないと思えます。なかなかでも今は難しい。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 建設業の技能者不足について

分かりました。市の支援策の考えについては分かりました。続いて外国人の関係を再質問させていただきます。人口減の世の中ですから、これは避けて通れません。いろいろな面で職人だけではないのですけれども、やはり外国人を頼りにしなければいけない時代がもう来ているというのは、市長も同じ考えだと私は思います。それで、2019年4月から特定技能の受入れが国の施策として始められたのです。釈迦に説法かもしれませんが、技能実習は国際協力ですよ。日本で仕事を実習しまして、そして後進国へ帰って、この技術をその国の経済成長につなげたり、人づくりにつなげるのが目的の制度です。今もう主流はそれです。ところがやはり労働者がかなり不足するというので、国の施策として特定技能をつかったのです。オリンピックもあるのでしょう、建設関係で人手が不足するというので、特定技能制度を受け入れました。

この辺は実際には、南魚沼市のハローワークの所長さんとも何回かお会いしていろいろ意見交換した中で、こういう話がありました。特定技能で何か変化がありますかという話をしたところ、ご承知のとおり湯沢のほうでホテルが閉館したとか、もう新型コロナウイルス感染症の影響ですよ。いわゆるお客さんが来るから特定技能を大量に受け入れているわけです。ところがそういった休館になったということで、特定技能の趣旨は単純に人手不足対策です。だから、その人たちは転職が可能なのです。外国人の特定技能の人はどこに行ってもいいのです。技能実習生はどこにも行ってはいけません。決まったらそこにしか行けないのです。ほかの会社に移る自由はないのです。特定技能は自由があるのです。

そういう法律がある中で、特定技能が南魚沼市のハローワークに何とかしてほしいと殺到したそうです。ところが、今言ったように、雇用調整助成金が適用になるということで説明をして、何とか収めたという形があって、特定技能も南魚沼市のハローワークにかなり影響が出ているのだとか、直接・・・があるのだとかというのがありましたものですから——ないとは思いますが市のほうとして、今、特定技能の受入れに関したり、技能実習の外国人の受入れに関して、変化はあったのかどうか。なければいけないのですが、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 この件につきましては、直接担当している部長もしくは課長に答えさせます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 建設業の技能者不足について

特定技能実習生、それから技能実習制度、吉田議員のおっしゃるとおり技能実習制度につきましては社会貢献といいますか、そこが主流となっております。やはりコロナ禍の中で、変化というよりは実際に来られないということで、農業実習につきましても令和2年度に関しましては来る予定だった方が来られなかったということもあります。ですので、今時点で大きな変化というよりは動きが読み取れないというのが現状であります。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 建設業の技能者不足について

確かに新型コロナウイルス感染症で来られないというのが実態だと思います。分かりました。

外国人の関係ですが、総合計画でも人口ビジョンの見直しで、国籍に関わらず誰もが暮らしやすいまちづくりをうたっています、示されています。ビジョンですから具体性はないかもしれませんが、就労する外国人に対して暮らしやすいというのが、何かこういうものだというのが市としてあるのかどうかちょっとお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 建設業の技能者不足について

一番究極を言えば、日本人と変わらない権利というか、そういう暮らしができることだと私は思います。日本人も含めてそれを向上させていかなければいけないわけですが、一番は、行政としてやるべきは、行政インフラをきちんと公平に扱える、そういう形を取ること。その1点ではないかと思います。

例えば救急だとか。今は救急は百何か国分の——消防長に後であれですけれども、すごい言語、ほぼ世界中の大体の言語。駄目なところも、希少なものがあるかもしれないですけれども、ほとんどのところに対応ができるシステムを、南魚沼市だけではなくて全国でそういうことを展開していたり、今回のワクチン接種もほぼ全ての言語を24時間無休で不安に応えるための電話相談等を設けていたり、これはもう当然発表もしています。そういったことも含め、もしくは学校に通う子供たちがいたらどうだろうか。病院にかかるときに、では我々と同じような気持ちで安心してかかっているのかとか、含めて様々あるかと思いますが、一番はそういう部分をきちんと整備することだと思います。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 建設業の技能者不足について

行政インフラ、緊急、救急も含めてという話がありましたけれども、私も同感ですが、私からお話しさせてもらいたいのは、外国人だけではなく、日本人も同じだと思うのですが、やはり仲間がいるというのが安心感につながります。孤独にさせないということだと思うのです。そういったことと、やはり市としては実態調査というか実態把握ですね。外国人労働者の、実際にどこにどうだということを、常に実態把握の調査を継続してきちんとやっていくと。そこを見極めておくと、共存していくと。日本人と同じようにやるのが大切だと私は思っています。ぜひ、外国人にこれからは活躍してもらわなければいけないわけですから、

ひとつ重きを置いて取り組んでいただければと思います。

続きまして、最後の若者のアピールです。魅力ある職場と職人のアピールについて再質問させていただきます。実は先ほどハローワークの所長さんともいろいろ話をさせていただきました。その中で、ちょっとヒントを得たのですが、非常にハローワークさんも、建設業、あるいは職人さんが不足している、なかなか若い人が応募しないということで、いろいろな試行錯誤をしているのです。国も含めてやっているのです。国もこんな資料というふうにあります。そういうのを実践されていたのですが、その中で若い人が建築業に前向きに向いてくれるには——若い人は向くのです。興味を示してくれるのだそうです。最後は親御さんなのだそうです。やはり危険な作業だと。就職するときに親御さんが、3Kの職場だからやめてくれというのが多いのだそうです。

ということで、その所長さんが言うのには、ハローワークと行政が連携してこういうことをやったそうです。職場見学とか職場回りをするのですが、生徒を離して親御さんとだけやったそうです。親御さんをバスに乗せて、ハローワークさんと学校と、それで回った。これは佐渡のハローワークの話ですけれども、佐渡は非常に危機感を持っているのです。島から皆、出てしまうそうです。何としても止めたいということがあって、産業が限られていることもあって、そういったことをやっているのだそうです。

うちも同じようなことはやっていると思うのですけれども、ぜひ参考にさせていただくとか、市、学校、ハローワーク、この3つの連携ですよ。そして今言ったように、・・・と言えば・・・とか何とか言わないですけれども、やはり親の心をガツとつかんでやると。せっかく子供さんとか若者が興味を示しているのに、変な話、親御さんも心配ですから、やめておけよ、こっちへ行けという形が結構あるらしいです。南魚沼市があるかどうか分かりません。その辺はまだ勉強不足ですけれども、それについて何か所見があれば伺います。要するに、連携したらどうだという話について。

○議 長 市長。

○市 長 建設業の技能者不足について

ありがとうございます。連携してどういうことができるか、ちょっとここで今、明確なことは言えませんが、そういう思いでやらせてもらいたいと思います。なるほどと思って聞きました。その親御さんの話を聞くと、今回、六日町高校の卒業式に行きましたが、どちらかというと私は親のほうを向いてしゃべっているのです、本当の気持ちは。要するに、私も含めて私どもの子供を育てるときに、ここに仕事がないということを我々の世代から上は言い続けたと。そういうことは間違いであったということを含めて、伝わるようにという思いです。恐らくそれが一番大きかったのではないかと私はそういうふうにも思ったりもしています。

そういう中で、でも今回、市の就職の試験で帰ってこいと言われたので帰ってくるつもりで受けに来ましたという、それはリップサービスだったかどうかちょっとそれは置いておきますが、そういう世代が出始めてきているということを、我々としては粘り強くやはりやっていく必要があるのではないかと思います。

あと、職場を見せることは大事だと思います。私も子供の頃、大工さんがカッコいいと思ったのは、自分の家を新築するとき、昔は本当に刻んだり、溝とかほぞとか、かんなをかけたり、ああいうのを本当に日がな一日見ても飽きなかったとか、楽しかったとか、カッコいいなと思って見ていたわけで、そういうことがちょっと本当に希薄になり過ぎたと。現場を知らずして先入観や、学びもせずに、駄目なものである、3Kであるとか決めつけてかかるということもあるのではないかと思うので、今の改善している業界の努力とかをやはりつぶさに見てもらいたいということも含めて、業界の皆さんから、一緒にこれはやらないと駄目ですから。頭でっかちと言われてばかりいても駄目なので、そういうことをやはりやるべきだと思います。

もう一つは、例えば木材の問題であれば、市の公共事業の中に木材の利用をこれからの環境問題も含めてきちんと位置づけていく。そういう取組を行政がやって見せることの中で、技術の継承とか、そういうことも含めて、少しでも業界の皆さんの継続やそういったものにつながるということも含めて、そういうテーマでやはり取り組むべきではないかと考えたりしております。

以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 建設業の技能者不足について

連携のほうはぜひお願いしたいと思います。参考にしていただいて、本当に具体的にやっていただきたいという気がするのです。

あと、最初の市長の答弁にありましたけれども、ちょっと再確認という話もあって恐縮ですけれども、やはり職人だから、技能スペシャリストですから誇りですよ。誇りを持たせなければいけないと思うのです。ものづくりのマイスターだとかそういう制度もあったり、多分、埋もれている技能者がいると思うのです。そういうのをどんどん掘り起こして、やはり発信してやるべきだと思うのです。

例えば、いろいろL I F E i nなどというのがあるって、いろいろ若者を紹介している移住定住の関係もあったり、企業的な内容でやって紹介したりする中に、やはり職人コーナーも設けていただいたりして、こういう若者がいるとか、こういうやりがいがあるってこういうふう生きがいを持ってやっている人がいるとか、こういうとんでもない技能職のスペシャリストになって表彰を受けたのだとかということの発信は、市ができるわけですから、そういうことを取り上げるようなことをきめ細かくやって、そして、憧れるという形を、ぜひぜひ、当然、頭の中にあると思うのですが、市の担当部門としても力を入れていただきたいのですが、もう一度その辺を聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 建設業の技能者不足について

足りないところがあれば、担当のほうからも答えてもらいたいと思いますが、私のほうで答弁しますと、そういうことに心を砕いているつもりです。やはりいろいろなものを、ぜひ

皆さんも全部見てもらいたい。例えばL I F E i nの話がありました。私はあれを継続しようとみんなで話をしています。次号もすばらしいものが、今ゲラとして校正していますが、見させてもらっていますけれども、本当にいいと思います。

この間、先般は、森林組合に本当にこっちに移住というかご結婚もあってですけれども、全く違うところのお生まれの方で、その方が今一生懸命、森林組合で活躍する若者になっている姿とか様々あるかと思っています。こういったことに目を配りながら、今のところ光が当たっていないスターであるはずの、そういう世代の皆さん、職人の皆さんに光を当てていきたいと考えておりますので、これは十分取り組ませてもらいたいと思っています。また、皆さんからもいろいろなアイデアを伺いたいと思います。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 建設業の技能者不足について

最後になりますけれども、今、新しい人をどんどん若者も職人になってほしいという話をしましたけれども、では志を持って職人になりました、技能スペシャリストになりました。そうはいっても、一番肝心なのは、今なっている人が辞めないことです。辞めてしまう人が結構いるらしいのです。僕、調べたのです。高卒の3年以内の離職率ですが、全体で40%だそうです。厚生労働省の関係のデータです。製造業は28.9%だそうです。建設業が断トツのトップの47.7%。50%近くは高校生が建設業に入っても半分は辞めてしまうという実態です。

それと、ハローワークの最新の資料を見ますと、求人倍率にしてもほかの業種、製造業とかいろいろなサービス業がありますけれども、全部求人が減っているのです。ところが昨年以來、建設業だけ増えているのです。今、全体の求人倍率も出ましたけれども、業種別を調べると建設業だけが求人が多いのです。倍率が高い。そういった特殊な環境に今、なっているのですが、やはりなつた人を食い止める。若者は給料とかだけではないらしいのです。先ほど外国人の話もありましたけれども、ぜひ、提案ですけれども、再提案になりますが、職人の会をつくってやって、横のつながり。やはりそういうことだと思うのです。仲間がいる、誇りを持たせるという形が私は大事だという気がしています。その辺がありましたら市長、先ほどお話があったと思うのですが、ぜひ、横のつながりをいま一度お話いただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 建設業の技能者不足について

あまりすっきりした答弁にならないかもしれませんが、対象になる若い人たちというかを、私が呼び込んでということも一つにはあるかもしれないけれども、やはり一番は我々としてはそういう職種の敬遠されている皆さんからの声も、両方あるのかという気がしますが、どこまでできるかちょっと分かりません。分かりませんが、非常に大事な視点ではないかと思っています。

そういうことも含めて、もう一つは我々がやはりそのところは誇りのある仕事であると。ふるさとを守ったり、そういうことをやはり力強く発信をして、加えて我々の行政が一番や

るべきことは、ちゃんと持続可能なそういう仕事を常に心がけて、いろいろな仕事づくりをしていくということも、我々としては大事なことではないかと、業界を支える意味で。非常に大きな意味でそういうところがあるのではないかと思います。

あとは、一番最初のところで申し上げた学校関係のところ、塩沢商工高校とかそういったところがあいう新しい取組とか、そういったことをやはり我々も一生懸命になって一緒にやっていく。地域にとって非常に大切な産業であるということ、やはり位置づけていくということ、そういうことに心を砕くところかと思えます。

今ほど言った横のつながりのことについても、いろいろ様々考えてみたい。例えばこれから、もしご決定いただいて進められるとしたら、市内に様々な業界とか、起業家とか様々なことをやる拠点をつくりたいと思っているわけですが、そういったところにそういう場所が様々フレキシブルに活用されて、そういう人たちが集まる場所、そこには我々もいたり、皆さんもいたり、そういうことが——フランクにすごくやり始める機運を高めていくのは、やはり人がつくっていくものだと思う。制度だけつくっても駄目だと思いますので、場所をつくり、そしてそこに何かの機運が高まっていく場所になるはずだと、しなければならぬと思っていますので、そういう点から答弁させていただきたいと思えます。

〔「終わります」と叫ぶ声あり〕

○議 長 以上で、吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 10 時 30 分といたします。

〔午前 10 時 19 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

〔午前 10 時 30 分〕

○議 長 質問順位 2 番、議席番号 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 おはようございます。それでは、発言を許されましたので通告に従って質問をいたします。

市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

今回は、持続する地域医療と健康と医療のまちづくりについて、1 点を通告いたしました。タイトルは市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるかです。人口減少時代の中にあっても、高齢化に伴っての医療需要の増、そして医療費の増が予測される中で、市民の安心・安全には利用しやすい、かかりやすい医療はもちろんでありますが、一方で現実からは南魚沼市の病院運営が財政的に厳しい中で、継続する医療提供の確保も必要です。

そのために市は、医療サービスを低下させることなく、持続可能な体制をつくらなければならないという大きな課題を持っている。これは 12 月議会ではほかの議員の一般質問に対しましての市長の答弁の言葉でありますけれども、そういう課題をもって医療対策推進本部を進めています。健康と命にも関わる医療の問題でありますので、市民の期待も関心も大きいわけですが、したがって、この医療対策推進本部はまだ始まって間もない取組であります、議

会を通しての市民参画という意味も含めて、この経過と今後についてお伺いいたします。

1点目であります。自治体病院の役割と病院経営安定という課題を抱えて、医療対策推進本部が目指す医療体制は、ということであります。今ほど述べた医療に関わる現状の中で医療対策推進本部が目指す医療体制があって、それに沿った検討が6つのタスクフォースで進められているものと思います。自治体病院の役割と病院経営安定は、当然どちらも大事なことで、結論的には両方を図りながらということになるにしても、極端に言えば医療か経営か、どちらに比重を置くかで、その実効性を求めるタスクフォースの方向性も検討内容も当然変わってくるのだと思います。

したがって、何を目指しているか。端的に言えば、市民の安心の医療提供の体制づくりか。その前提として、経営的安定を第一にし、その中でできる医療提供体制づくりかという辺りをまずお伺いしたいと思います。

2点目でありますけれども、医療環境と経営改善に向けたタスクフォースの検討状況についてであります。6つのタスクフォースは検討段階でありますので、どれも結論が出ている段階ではなく、現状の中でできる改善、よりよい医療のための対策等を検討していると思います。傍聴も、今段階、会議録も見られない。一般質問通告時点ではホームページ上でも活動の報告も何もありませんでした。3月1日に多分、載ったのだと思いますけれども、そういう状況で全く状況がつかめない状況でありました。

そこで、多くのタスクフォースの中で、ピンポイントで幾つかお伺いしたいと思います。①であります。市民病院の経営改善に向けた方向は見えてきたかであります。市民病院の赤字経営改善が、今回の医療対策推進本部設置の大きな課題だったと思いますが、始まったばかりとはいえ、今までにない多方面からの検討がなされているようです。質問の趣旨は、個々の改善項目の取組ではなく、総体的に懸案の経営改善の方向が見えてきたか、見えそうか。大雑把な回答しか今段階できないわけでありますので、検討過程の状況のみをお伺いいたします。

②であります。ゆきぐに大和病院の改修、改築の方向性はどうかであります。地域完結型医療または地域包括ケア体制を考えたとき、大和病院の今後の役割は大きいと私は思っています。その前提となる病院本体——建物ですけれども——について前市長の頃から検討課題でした。今回、具体的に調査予算もつけてどうするか、どうできるか、調査を行ったと思います。タスクフォースでの今段階の方向性をお伺いいたします。

③です。城内診療所の今後についての検討はされているかであります。城内診療所は地域の医療としての必要性と、一方では経営状況から経営形態、存続も含めた検討がされてきました。大きな課題であり、存続までとなれば当然タスクフォースや医療対策推進本部だけで決められない。いろいろな過程を経てこれから決められると思いますが、今後についての検討はどの程度進んでいるかお伺いいたします。

④でありますけれども、医師確保の手法と可能性について見通しはどうかであります。持続可能な医療体制の中で、医師確保は病院経営の重要課題であり、従来から取り組んでいる

ものの十分な継続した医師確保は難しかったわけです。したがって、すばらしい経歴と人脈のある特命副市長を中心に進める医療対策推進本部には、この点、特に大きな期待がありますが、その期待に応える医師確保の手法と可能性はどうかお伺いするものであります。

3番目であります。医療対策推進本部としてのまとめ方と、その後のタスクフォースをどう進めるかであります。社会厚生委員会ではタスクフォースの意見を踏まえて、医療対策推進本部として今後の方向性について6月をめどにまとめるとしていましたが、今後の方向性とはどこまで含むのか。また、医療対策推進本部が方向性を出した後の医療対策推進本部及び個別検討を行うタスクフォースの在り方、位置づけはどうか伺います。

4点目です。病病連携、病診連携で地域全体の中で医療を完結する形をつくるのが持続する医療体制に必要なでないか、であります。魚沼基幹病院を中心にした地域完結型医療体制を目指して魚沼地域で医療再編が行われ、役割分担はできましたが、地域完結型医療はいまだ完成したわけではないわけであります。病院経営が厳しい中で、一方では医療資源が乏しく、開業医は年々減っていくという現実があり、持続する医療体制をどうするかと、今、全庁を挙げて検討しているわけでありますけれども、市立病院群だけでなく、民間病院、開業医も含め、今ある医療資源で病病連携、病診連携で地域全体の中で医療を完結する形をつくるという視点も持続する医療体制には必要なでないか。このことが地域包括ケアにもつながると思いますが、この機会に同時に進める考えはないかお伺いをいたします。

最後の5番目でありますけれども、今までのこの地で行ってきた医療理念を生かし、さらに医療を充実させることで独自性あるまちづくりを期待しますけれども、医療を一つの中心に据えたまちづくりのビジョンはあるか、まず、お伺いしたいと思います。

以上で、壇上にての質問を終わります。質問項目数は大変多いですけれども、質問項目は単刀直入に質問していますので、答弁につきましても簡潔な答弁をお願いいたします。再質問は質問席にて行います。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、佐藤議員のご質問に答えてまいります。

市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

持続する地域医療と健康と医療のまちづくりということであります。まず、1点目から順次答えてまいります。医療対策推進本部が目指す医療体制はということでありまして、自治体病院の役割、そして病院経営安定という2つの課題、どちらがということでありますが、当市の市立病院群の目指す役割は、今までもであります。そして今後においても市民にとって必要な医療提供体制の確保による安心。そして、これを含め持続可能な経営安定を図ること、これに尽きると思います。どちらが駄目でも駄目です。どちらかに絞ることもできません。これが結論だと思います。

また、市民の皆さん、例えば病院でいえば患者さんが必要とすること、また、経営安定を図るための手法は、常にこれは検討し続け、改善を重ねていくものと考えています。時代の

流れも勘案しなければなりません。正直申し上げて独りよがりはできません。そして、それらで進んでいかなければいけないと考えています。

ご指摘の病院事業会計の課題です。一般会計の繰入金は、南魚沼市の合併以降のことで申し上げますれば、繰入金が110億円を超える累積額となっています。このままの状況が続けば、病院群だけではなくて、市そのものの本体の財政に大きな影響を及ぼす可能性を否定できない。危機的な状況にあると認識しています。その認識を持たずして前に進むことはできません。議員も含め皆さんもそう感じておられると思います。直視しなければなりません。

医療対策推進本部では、本部長が私、市長、そして副本部長を外山副市長とし、病院事業部門からは宮永病院事業管理者、そして、市民病院長、ゆきぐに大和病院長を本部員としています。下部組織である市民病院経営改善タスクフォースでは、市民病院から医師の皆さん、そして看護師、コメディカルの皆さん、事務職、そして市長部局からは企画の担当者または財政関連の職員を選出しています。これは過去にないことです。

その中で、今、医療対策推進本部を進めています。病院部局と市長部局で経営改善について、危機的意識を共有しながら、現場で真摯に医療の提供を行っている職員、これは本当に真摯にやっているわけであります。それを支えている職員の頑張りを、いかに収入につなげて経営の安定を図るのか。そういうことがない限りモチベーションが持続することもないと思います。真剣な議論を通じて何としても気持ちを一つにして、この困難に立ち向かっている、そういうことが今、進められております。過去にないことに取り組んでいると思っております。これを続けなければならないと思います。

2つ目の問題です。タスクフォースの検討状況であります。まず、検討の状況がなかなかつかめない。その後、発表が一部あったと思いますが、議員がそういうふうにお話をされておりますが、医療対策推進本部、またタスクフォースでの全ての資料、例えば会議の内容、これを公開することはできません。あくまで位置づけとしては、内部、庁内全部で取り組んでいます。内部の意思決定等についての議論の場と思っております。趣旨がちょっと違っております。

その資料や発言については、公表を控えるものとしなければ、自由闊達な議論も行えません。誰が言ったのかということでは困ります。そのぐらい真剣な議論をしろということでもあります。医療対策推進本部会議であったとしても、タスクフォースではない本部会議であったとしても、これらに使用する資料等々については、その都度、諮りながらですけれども回収する場合があります。会議の傍聴なども考えておりません。

しかし、市で一丸となってこの大きな課題に取り組んでいるという状況について、市民の皆さんにも少しでも情報を知っていただきたいというふうには、これは議会も含めて、当然考えております。医療対策推進本部、またはタスクフォースの会議内容の公開できる部分については、市のウェブサイト等も使い、当然議会の皆さんにはいろいろなまた時々の調査等も、関係する委員会もあるわけでありますので、十分そういうことも含めてやっていただきたい。しかしながら、今ほど前段申し上げました部分の公開できない部分も当然ありながら、

議論は進めているということ、ぜひともご理解いただきたい。そこを踏まえた上のお話で個別に話をします。

市民病院の経営改善に向けた方向は見えてきたかということですが、市民病院経営改善タスクフォースには、今ほど申し上げた医師、看護師、コメディカルなどの現場に従事する職員ももちろん委員となっておりまして、これまでに2回、会議を開催しました。このタスクフォースは2回です。1回目の会議では、まずは委員が市民病院の経営状況を客観的に認識するための情報の共有、ここから始めています。これすらもなかなか難しかったのであります。これまで知れる、理解がですね。ここを行い、2回目の会議では各部門で経営改善を行う際のポイント、また病院全体として病床稼働率をどうやって向上させるかなど、これだけではありませんが、具体的な方策も上げられています。また、経営改善に関する内容では、市民病院の最高意思決定機関——これは院長補佐会議というのがありますが、ここが最高意思決定機関です。医師の皆さんをはじめとする全管理職が参加する運営連絡会議というのがありますが、ここでも含めてこの2つ、周知を図っていきます。

次回のタスクフォースでは、各部門からの提案が予定されております。委員全員の経営改善に向けた取組を行うという、私どもが共有して同じ目的に向かって頑張ろうということの意識改革は、現在、図られてきていると考えております。

2つ目のゆきぐに大和病院の改修、改築の方向性です。改築または新築等の方向性については、大和病院における診療機能、または魚沼基幹病院との連携の状況、また加えて言えば今後の医療需要、これらを見据えて検討を進めていくことになります。現在は、建物老朽化、これは本当に問題になっているわけです。この現状と改築または新築、そういうことにかかるコストなどについて調査している段階です。実際に調査は始めています。その調査結果と病院事業の収支改善に係る実現性も踏まえながら、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

3つ目の城内診療所の今後です。城内診療所の今後についてであります。診療所の運営の状況、またはそこにかかる皆さんの年齢構成、または地域別の患者数などを調査し、提言——提言は、医療のまちづくり検討委員会の提言にもあるように、病院事業会計に組み込んだの運営について、現在、協議を行っております。今後はこれでは足りませんので、市民病院、そしてゆきぐに大和病院、そしてこの城内診療所の三者による合同会議を開催することで意見がまとまっております。検討を進めてまいりたいと考えております。

4つ目の問題です。医師確保の手法と可能性についての見通しですけれども、現在、医師確保タスクフォース、ここにおいて検討を行っております。この課題は一朝一夕にはとても解決するものではないと思っています。計画的で組織的な取組が必要と思っています。こういうこともこれまでなかなかできなかった。こういう認識に立って、そこからスタートをする意識がなければならないと思います。

昨年度、現在、副市長に就任してもらっている外山現副市長の尽力によりまして、自治医科大学から寄附講座を開設していただきました。画期的なことでもあります。2人の常勤医師

を確保することができましたので、この組織的な医師確保の仕組みをより強固なものとした
い。そしてこれを拡充していこう。今年度の、これから皆さんにご審議いただく予算では、
寄附講座による医師確保に関する費用を計上しております。ほかにもいろいろな項目がござ
いますので、これらについて皆さんからご議論いただき、ぜひご決定を賜りたいと思います。
今後においても、外山副市長を中心として、南魚沼市民病院と自治医科大学附属さいたま医
療センター、ここの調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

3つ目の部分であります。医療対策推進本部としてのまとめ方、その後のタスクフォー
スをどうやって進めていくのかということですが、方向性については現在、真剣に議論を重ね
ています。具体的にはまだ決まっていますが、どこまで含むかという回答についても同様
に決まったものではありません。医療のまちづくり検討委員会の提言を受けまして設置した
医療対策推進本部というふうに思っております、基本的には提言にどういうふうに応えて
いけるのかということで、この議論も含め方向性を示していくことになるかと考えています。

ただし、6月に全てをまとめるということではありませんが、一定の方向性はやはりスピ
ード感を持って示したいと考えております。その旨で検討またはそういうタスクフォー
スの開催の、今、本当に物すごい勢いでやっていると思っておりますが、そういうことで進めさせ
ていただいているということです。内容によっては、統合したほうがよいと思えるようなタ
スクフォー
スも当然出てくるかもしれません。この辺はやはりフレキシブルに、また深く掘
り下げていくというか、深化をしていかなければならないというタスクフォー
スも出てくる
と考えています。

特に病院関連のタスクフォー
スについては、短期や、中期、または長期それぞれのスパン
で、できることを検討し、実施していくことが必要となると思っております。メンバーや組織の見
直しが必要となることもあるかもしれません。継続して活動を行っていく必要があると私は
考えています。あわせまして、タスクフォー
スだけではなく医療対策推進本部本体も非常に
重要な場と位置づけておりますし、これからもっとそうなる。この中で、6月以降も
会議を継続していきたいと考えています。

4つ目のご質問です。病病連携と病診連携の問題です。魚沼基幹病院を中心とした医療再
編や役割分担は形の上では出来上がったと思っております。これは恐らく議員も同じ認識では
ないでしょうか。本当にそれが当初の計画どおり機能しているのかということについては、私は
非常に疑問に思っています。

2月1日現在ですが、魚沼基幹病院はまだ454床のうちの67床が、オープンできていない
という状況です。改善はされてきているのですけれども。加えまして、循環器内科の医師減
少により、心臓疾患救急の場合は長岡まで行くといった、当地の悲願でもあるそういう部分
は、魚沼基幹病院ができる以前と変わっていない状況になっています。この状況のままでは
医療再編は完結したという認識には至らないと思っております。

その中で、現在、先ほど議員もご指摘の開業医の減少、また、医師の高齢化が進むという
状況があります。病病連携または病院と診療所、この病診連携についても、今後の状況が

かめないという現状では、完結したと言える状況ではないと考えます。

この連携を今後推進させて、地域内で完結する形を築くためには、何としても市民病院と医師会の皆さんとの連携を密にすること、これが少し足りていなかったのではないかという認識です。そして、市民病院が地域の中心的医療機関としての役割を担っていく必要があると考えています。

1つの例としてであります。市民病院に回復期リハビリテーション病棟が整備できて、そして、介護施設やケアマネジャーの皆さんとのこういった充実が進むということによって、地域完結型の一つの形ができていくのではないかと考えています。よく議員がお話をされる地域ケアシステムもこういうことにある。これらのことは市民病院経営改善タスクフォースや、医療介護人材タスクフォースなどで現在、議論が進められています。このような議論が深まっていったとき、医療の充実のもとに、リハビリや介護の下支えのある、実効性のある地域包括ケアの姿が見えてくるものと考えておまして、こういったプロセスなくして、いくらここで地域ケアがどうだとかという議論してばかりいても、前には進まないと考えておりますので、大変これらの検討について期待しているところであります。

5つ目の問題であります。この地で行ってきた医療理念を生かして、独自性のあるまちづくりをとということでもあります。ビジョンがあるかというご質問なので、私はあります。ありますが、私の意見だけで通るものではありません。しかし、間違っていないと自分は確信しています。そして、医療対策推進本部において現在、まちづくりについて検討を行うまちづくり推進タスクフォースが活動中だと、こういうタスクフォースもあります。ここでは前院長の田部井先生も非常に今、熱意を持って、このタスクフォースに取り組んでくださっています。

地域づくり協議会を拠点としたまちづくりを実施すべく活発な議論を、現在、開始しています。私の持論でもあります。12の地域、それがどういうくくりになるかまだちょっと分かりませんが、そういったことをベースにやはりまちづくりを進めていくべきだと。巡回の診療、例えば保健の指導、健康の教室、筋力トレーニングなどもあるでしょう。そして、介護予防の事業、介護相談、これらを行うことができないのか。また、地域づくり協議会へ行くための地域住民の皆さんが、特にお年寄りになるかと思いますが、こういう交通網の整備ができないか。これには市民バスとの関わりとか様々なことが絡んできます。なので、簡単な問題ではないと考えてずっとやってきました。

といった、様々なことへの可能性につきまして議論を行うとともに、特別交付税の措置される事業の活用につながらないかとか、様々な検討をする。まさに地域づくりに関する多くのアイデアについて活発な議論が開始されました。

しかしながら、最初は全市に例えば一斉にこういう体制を組めるかということ、これは厳しいのではないかと考えておまして、まずはモデル的に地区を絞って、そこで取組をまずは進めていく、一歩出る。そういうことを考えています。

成功例をつくって、それを多くの地域づくり協議会、地域に、ひいては市内全体に広まっ

ていくことを期待しているところであります。

以上であります。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

それでは、順次ちょっと再質問を何点かさせていただきたいと思います。まず、ちょっとお聞きしたいのですけれども、市長、先日の病院事業会計の提案説明時、「病院の赤字体質の理由は、第一に病院の構造的問題にある。何よりも経営改善が必要だ」ということをおっしゃいました。そういう認識から医療対策推進本部を立ち上げて進めているわけだと思うのですけれども、この病院の構造的問題というのは、私はちょっとどう捉えていいのかわからなかったもので、このところをどういう意味合いであるのか、そこだけ具体的な質問に入る前にちょっと教えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

私の足りないところは外山副市長に答えてもらいます。まず、簡単に私が思っている大きいところは、例えばよくここでも何度も話をしていますが、再編の過程の中でできてきたということもありますが、当時の六日町病院を引き継いで今のところに市民病院が建っているわけですけれども、この中で常勤のお医者さんが少なく、そして多くの標榜科も設定する中で、多くの非常勤の先生方、要するに貸していただいてこちらへ来て協力してやってくださる医師の、この不均衡さ、これによる経営の圧迫感は否めないと思います。しかし、それが市民のサービスにどうであるかということとはちょっと別にして、大きな構造としては。

もう一つは市の財政をこれまで、例えば新公立病院プランにおけるきちんと最初の当該年度の最初にこれぐらいのことがあれば、きちんと改善していくというプランが、実行がなかなかできてこなかった。だから私は、はっきり申し上げて、残念ながら失敗したと、もう、明言しています。それは、毎年毎年、我々がこの時期になると必ず現金といいますが、そういったものを当然足りなくなる部分を補填してきた。しかし、これはこれ以降、市の財政としてはもう無理であるということを伝えながらやっている。様々そういうところに全部つながってくる問題です。一番大きいものは、私はそのこの部分があるのではないかと思います。

この以降は、外山副市長に答えてもらいます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

一般行政というのは強制的に徴収した税をもとに行政サービスを展開するわけでありすけれども、地方公営企業というのは公営でありますけれどもあくまで企業であって、それでやはり独立採算でやるということが基本になっています。そうするとやはり利用料金制とい

うことでやるということになりますと、診療報酬点数がベースになってやって、そしてそれで地方公営企業法に基づく、あるいは法律あるいは施行令に基づく一般会計からの繰出基準でもってやるという、そういう構図になっているわけです。

そういう観点でみますと、構造的な問題は幾つかあると思いますけれども、例えばさっき言った議員ご指摘のような地域包括ケアもありますけれども、平成27年からの地域医療構想の体系化ですね、そういった分野での体系化がまだなされているか。魚沼基幹病院とも連携が十分なされているか。求められているような回復期の機能がもうあるのかどうなのか。そういう問題もあります。

それから、私が勤務してみて職員は非常によく働いておりますし、医療レベルが高いのですけれども、それが正しい収入に結びついていないのではないかという点もあります。診療報酬請求の仕方であるとか、それから今、市長が申し上げたような、常勤の医師が少ない割に非常勤の医師が非常に多いとかそういう問題。

ですから、それらを踏まえた上で、まだいろいろありますけれども、例えば請求の問題もちょっと時間がないので申し上げませんが、物すごく構造的な問題があるのです。例えばもうちょっと有利な請求方法をしようと、DPC制度というのがあるのですけれども、それをやるためには今年の9月に手を挙げて、DPC準備病院になるのは令和4年から2年間です。そうすると、装置産業ということでそういう枠組みをつくったとしても、実際作動するのは令和6年からとなるように、様々に収益と費用との関係で、まだまだ改善できる点があるという点も含めた構造的な問題だと思っております。

○議長 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

ちょっと専門的な用語の部分に入り過ぎていて私には分からないところがあるのですけれども、大体おおむね理解できましたので次に進めさせていただきたいと思っております。

最初の答弁の中で、市長が自治体病院の役割と病院経営の安定という両面、これはどちらも進めていかなければならないということで、私もそう思います。だけれども、ちょっと気になるところがあるのでこの点を聞いてみたいと思っております。地域医療の公共性といいますか公益性といいますか、その中で自治体病院の公益性というのは高い医療を提供しているわけでありまして。

全国の自治体病院の赤字額の多い少ないは別にしまして、副市長はご存じだと思うのですが、厚生労働省で昔、病院の経営調査があつて、そのときの赤字の割合です。自治体病院の赤字の割合、ちょっと古い資料ですが今はやっていないみたいなので、8割から9割近くの自治体病院は赤字だったというように思います。最近の数字は分かりませんが、そのほとんどの自治体病院がまさに公益性を確保するか、そしてまた経済性を発揮するかというジレンマをどう解決するかという、同様の課題を、多分抱えているのです。そうした中で、だけれども医療環境というのはどんどん変わってしまっている。

かつて医師が余った時代があった。ところがそれを受けて、国の政策で今度は医師が不足する事態になったと。時代の要請で急性期医療が求められたり、高齢化が進む中での回復期医療の不足が言われたり、在宅を支援する役割もということで、どんどん変わってきているわけです。そういう医療環境の詳細な変化は、病院開設者である市長といえどもなかなか細部までの把握は当然できないわけであります。

一方、さっきから話が出ていますけれども、多くの自治体が抱えている人口減少、その他に財政運営が厳しいこと。それで病院への繰り出しは青天井というわけにはいかない。地域医療の公益性とはいっても全体の負担も考えなければならない。これは当然のことです。だけれども、そういう詳細なところは、今度は病院側のその辺が詳細は分からないわけです。

ですので、そういう中で公益性と経済性の両立のためにと市長はおっしゃいましたけれども、第一には市長、首長と院長、病院側、そこがそれぞれの、今私が概略を述べました事情とか現状とかを理解し合って、信頼し合って、そして病院の運営方針の意見交換がされて、そして基本的な部分が一致した上で病院改革を進めないと、一方的な思いや、そしてまた政策が優先されるようでは話がまとまらないだろうし、持続する医療体制も私は期待できないと思うのです。そして、結果としては医療、行政両面で市民の期待に応えることができないと思うわけです。どうなのでしょう、行政側、医療側の相互理解、相互信頼の成熟といいますか、そこら辺が十分なされた上での今この医療対策がスタートしたのか。そこら辺の状況をちょっとお知らせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

質問させてください。これは時間には含まれませんか。

○議 長 はい。

○市 長 そういうふうに認識されているのですか。誰かから聞いて……（「もちろん」と叫ぶ者あり）私のほうが、そごがあったり……（「いやいや」と叫ぶ者あり）そういうことですか……（何事か叫ぶ者あり）それは、自分で思っているだけ……（「答えますので」と叫ぶ者あり）そういうことのないように進めようと思っています。

質問は終わりました。

今、もう答弁します。そういうことはない……（「質問の答弁をしていない。まだ」と叫ぶ者あり）これから答弁します……（「私が質問の答弁をしてからでしょう」と叫ぶ者あり）

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

そういうことを言っているのではなくて、市長が言うことは理解できるし私もそう思うのだけれども、その前提としてはお互いに病院側、行政側の事情を理解した上で話が進まない、例えば極端な話、市長は市全体の財政事情を考えなければならないわけですから、それ

を前面に出して病院がこうだから駄目だと押しつけてもそれもまた困るわけです。けれども、病院側はそこは分からないわけです。

ですので、両方の意見を聴きながら、それがバランスが取れる公益性と、そして経済性。バランスが取れるような意思決定といいますか、相互理解の上で話が進まない、一方的にそんなものは辞めてしまえばいいではないかとか、それは地域医療のために辞められないよ、という話になってはなかなか難しいので、そういうところを調整した上でのこういうスタートになっているのでしょうか、ということを知っているわけです。

○議 長 市長。

○市 長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

では、答弁いたします。スタート時からそれが全部なっているというちょっと認識ではなくて、一緒にやりながら進めていると思います。なので、首をかしげられても困ります。当たり前のことですよ。いっぱい、いろいろな疑問がある。だって、市のほうの事情を知っている病院スタッフだけではないです、はっきり申し上げて。私どもも分からないかもしれない。向こうのことを分からないかもしれない。お互い様ではないですか。

なので、今、先ほどからくどく申し上げている市長部局と病院部局で、それこそ医療のまちづくり検討委員会のために、現場のスタッフが入らない云々ということで散々議会でも言われました。そのときはそうではないのだという話をしてきましたけれども、まさにこのタスクフォースの進め方、医療対策推進本部の進め方は、両方が入って財政も考え、そして病院の事情も考え、その中でよりよい、きちんと立っていくためにはどういうふうにあるべきかということが、やっと議論が本当に深まり、共通認識が生まれ始めているということです。

それを全部用意してからでなければスタートできないなどということでは、いつになったらできるのでしょうかという思いです。今それがまさに、そういうことが深まり始めた。喜んでもらいたいのです。その中で相互理解が進み、お互いに目指すべきは市民の健康、福祉、医療の体制を持続させて、みんなのためにどうやって進むかですから、いいのではないのでしょうかと思っています。

外山副市長が答えることがあれば……。

〔「いや、分かりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

市長の言っていることは分かりましたので、ちょっと次に進めさせていただきます、というか、当然こここのところが一番肝心なところなので、ちょっと関連もあるので、もし副市長さんがお答えがあるのだったら、この質問をさせてもらってからお答えいただきたいと思います。ちょっと話の腰を折ったようで申し訳ないのですけれども。

そうなのです。最初からなんて無理なのですけれども、ただ、今、現実にタスクフォース

は進行中なのです。その中でどう影響しているのかというところが私はちょっと気がかりなのです。市民病院の経営改善のタスクフォースの活動報告の中、これは公開されている部分ですので、それは見てもいいわけですし発言してもいいと思うので、ちょっと発言させてもらいます。その中で人件費比率を66%から40%にしないと駄目だとか、医師の人件費は10%切らないと厳しいとか、医師は自分の給料の10倍、毎日稼がなければならないとか、そういう経済性を発揮するという意味では、大変合理的、積極的な意見が目立っているのです。ただ、一方では医師確保、看護師確保をどうしたらいいかと悩んでいるのです。

そこら辺を合理的に考え過ぎると医師も看護師も集まらないどころか、辞めていくのではないのかという意見がその中で出てもいいのだと思うのですけれども、この報告書を見ると出ていないです。多分、出なかったのでしょうか。そこら辺がやはりきちんとそこら辺をどういう——共通認識ですね。公共性の確保と経済性の発揮というバランスの、ちょっと難しいのですが、共通認識がないとこういうふうな一方的な話が出てしまう。これが出てしまうと今度はこれが医療対策推進本部のほうに上がってしまうということになると、せっかくの意見交換がなかなか素直な意見交換に、私はならないという気がするので、まず最初はそこら辺のバランス調整をした上での話をしないと、ちょっと話が一方的になるのではないかと、このことを先ほど言ったわけですし、今回のタスクフォースの例もそうなので、このことについてちょっと何かありましたら、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

この件につきましては、では、外山副市長に答えてもらうことにします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

観念論としてはそういう上位下達のような枠をこういうふうに、枠の中で議論してくれということもあり得るのですけれども、私はやはり現場に出てみまして、様々なコメディカル、看護師、そういう人たちを含めたボトムアップで議論をすることは重要だと思っております。その医師はこれぐらい稼がなければいけないとかという様々な議論は出ましたけれども、それがもう正しいとか、これでなければいけないとかという議論の運営はしていないのです。民主主義国家ですから。

ですから、本当に今まで病院というのは医師をトップとした世界ですけれども、実際に現場で働いている様々な人たちが自由闊達に意見できるような形にして、そして最終目標というか合理性に向かって収れんするということは必要だと思っております。逆に言うとそういうことを話し合われたということも、恐れるならそういうのをカットして発表すればいいのですけれども、そういうこともあったということも包み隠さず出しているところであります。

私はやはりみんな良識を持っていて、そして、自分がやっていることで病院に貢献したい

という意識が非常に高いですから、初めて聞く人はそういうことを聞くと、おっ、と思いませんけれども、そこはやはり信頼感を持って議論していくことが重要だと思っています。私はこれからもそういうふうなことについてあまり・・・といえますか、市民がびっくりするような話というのは、それは避けたほうが良いとは思いますが、今まで議論してこなかったわけですので、ぜひ、そういうことで自由闊達にやってもらいたいと思っています。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

次に移らせてもらいます。一番当面の喫緊の課題である医師確保の関係でちょっと再質問させていただきますけれども、当面は寄附講座をより強固にして拡充しながら医師を増やすということです。今、2年契約で2名、5,000万円でやっていますけれども、これを強固にするということは、例えば寄附講座は今、自治医科大学のほうから1講座ありますけれども、同じ同一自治体で拡充するということは、2つ、3つ、お金がかかりますけれども、お金を出せば2つ、3つ講座が開けると、開設できるという考え方でいいのでしょうか。そこだけとりあえず。

○議 長 市長。

○市 長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

お金を出せばやってくれるという生易しいものではありません。そんなものではないのです……（「現実的に」と叫ぶ者あり）ただ、現実的にどうかということは、外山副市長から答えてもらいます。より強固な体制が今、方向性が出てきていると思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

この寄附講座に至った経緯は、もう皆さんご存じだと思いますけれども、ある先生がお辞めになるということで、病棟を閉鎖しなければいけないと大騒ぎになった。したがって、常勤の医師をということで寄附講座という形で、自治医科大学附属さいたま医療センターが総合医学の1と2という学部になっておりまして、そこから総合医学1のほうからということで特命の教授と特命の助教に来てもらっています。それが今のところ2年契約ですので令和4年9月ですけれども、その若干延長について今、調整中ですが、さらに今後の中長期的なことを考えますと、先ほど来、議論になっている循環器のドクターがやはり足りないのではないかということ。それから、田部井先生もいらっしゃいますけれども、やはり腎臓の透析関係のドクターについて、ぜひ、これを得なければいけないということで、今、講師級で2名お願いしているところでありまして。ただ、まさにそれは今後の人事とも絡む話ですので、そう簡単にはいきません。努力しているところでありまして。

さらに先般、自治医科大学本学のほうから、これは1,132床ありますけれども、臨床研修

医、本学のほうから臨床研修医も令和3年度卒業生について面倒を見てくれと。市民病院はそういうことで特命教授も来ているということで話がありますので、そういったところもだんだん、匍匐前進みたいですがけれども、信頼を得ながら進めていきたいと思っています。必ずしも楽観視しているわけではありません。あらゆる努力をしなければいけないと思っています。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

あらゆる努力をしながら医師確保に努めるという力強いお言葉をいただきました。もう一点だけ、医師確保で触れさせていただきたいと思うのです。先ほど触れましたように、一時、医師余りがあって政策転換で医師が足りなくなって、そして2004年頃からですか、新医師臨床研修制度が始まってから、都市部の民間病院に多くの研修医が集まって、地方の病院はことごとく医師不足という状態になっていますよね。大学の医局も多分、聞くところによると同じような状況で、そんなに余裕はないということなのだそうであります。

そういう中であっても、やはり医師は確保しなければ病院はやっていけないわけですので、先ほど言いましたように寄附講座が可能なのであれば、そして、市長が金の問題だけではないぞと言いますがけれども、やはり金も絡む問題ですから、財政が許すのであればそういうところからもしなければならぬと私は思うのです。

ただ、昔、大和町時代は、院長先生はもちろんですがけれども、事務長さんも医師確保に歩き回って、それで一本釣りをしてきましたけれども、事務レベルではなかなか院長先生やお医者さんの相手にはならないということでもうまくいかなかったのです。今度、副市長が就きましたので、この経歴と人脈と、今度は副市長という肩書がつきましたので、そういうのをしながら、今、やはりではないかもしれませんがけれども、今までの経験、人脈、経歴を生かしてもらって、一本釣りでも何でも医師を確保してくるのだという決意もちょっと示していただければありがたいのですけれども、そういうお気持ちといいますか、考え方があるかどうかということを、市長が配慮いただければ、副市長にも発言いただきたいです。

○議 長 市長。

○市 長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

この後、本当にそこはもちろん詳しい、レベルを超えている外山副市長に答えてもらいますが、私も外山副市長に出会う前、一本釣りだという思いで、先ほど事務長の話がありましたがもう大分前の話ですね。市長、自らが動いてやろうということで心を砕いてきたつもりですが、それがいかに難しいことであるかということをも身をもって体験してきた。その中でいろいろな出会いもあり、様々病院との兼ね合いもありまして、今の状況に至っているということでもあります。制度が大きく変わったということをよくよく認識して、昔と今を比べても駄目だということなのであります。これにつきましても副市長から少しフォローいただき

たいと思います。

○議長 長 外山副市長。

○外山副市長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

議員がおっしゃるように、最終的には本質的なところは一本釣りなのです。個人がこの地域で頑張ろうということで一本釣りなのです。ただ、以前のような一本釣りですと、たまたま来ても、その人が非常にすばらしいスターであっても、20年たつと終わってしまうのです。

したがって、できる限り私は構造的な、一市町村だけで今の、さっき言った臨床研修制度の問題、専門研修制度が問題になる中で、医師を恒常的に確保するということは私は難しいと思います。したがって、できる限りそういった構造、さっきの寄附講座、あるいはこういった専門研修群みたいなところに足場を置きながら、継続的に人を派遣してもらえような体制をつくるのが重要だと思っております、その中で例えば南魚沼を行ったり来たりしている間に愛して、そして10年、20年と最後いようというところについては、またそっこのほうでも頑張るという話でありまして、両方が必要だと思っております。

○議長 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

ぜひ、一番重要な病院再建の第一歩のところですので、頑張ってくださいと思いますし、期待しているところであります。

ちょっと次に進めさせていただきまして、医療対策推進本部とタスクフォースの今後というところに移るのですけれども、先ほど医療対策推進本部といいますか、ここでやっていることは内部の意思決定で公開とかそういうのは想定していないというところですが、一番問題はこの検討が病院の経営自体といいますか、もう根幹の部分にもやはり及んでいくのだと思うのです。そういうときに、ではどこで私たちが情報を得たり、私たちの声が——私たちの声というのは市民の声がそこに反映できるのかというところが、ちょっとやはり気がかりなので、そういう過程の中で議会に話が下りてくるということも当然想定しながらの、先ほどの発言だということを、一言でいいからそれだけ確認させていただきたい。

○議長 長 市長。

○市長 長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

できる限りの情報共有とかを図っていきたいと思います。ただ、先ほど言ったように、言えない段階というものもあるので、その辺だけは立場上の問題としてご理解いただきたいと思います。

○議長 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

ではもう一点、今後の医療対策推進本部のことでちょっと触れさせていただきたいと思います。医療対策推進本部の設置要綱によれば、この医療対策推進本部は市立病院、市立診療所の経営改革プランに関わっていくということになっております。当然そうしていただかなければならないのです。今そのタスクフォースで問題点や課題の洗い出しをしているのですが、それを今度、吸い上げて医療対策推進本部の中で経営改革プランということをしていくのだと思うのですが、大変、私は素人で分からないのですけれども、そこまでこのメンバーの方々にお任せできるのかということなのです。

というのは、私はけなしているわけでは全然なくて、よりよい形をつくらなければならないということになりますと、大和病院には、多分、コンサルタントか何かをお願いして、きちんとした分析をして、そしてまた計画化して進めていく。それで、今、割といい収支状況で推移している。となりますと、医療対策推進本部が一生懸命やっていただくのは非常にいいのですけれども、やはり現状分析とか、プランの原案の作成とか、そういうところは、市民病院というか全体の経営状況が危機的であればあるほど、専門のコンサルタントをお願いして、その基礎の部分をきちんと進めるべきではないかと思うのです。そういう考え方はあるのかというのをちょっと確認したい。

○議 長 市長。

○市 長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

議員のお話のとおり、ちょっとコンサルタントに任せるかどうかとそういうことではなくて、非常にきちんとしたものをつくり上げてやっていく必要がある。総務省からも新しいモデルの話が、今、来ています。我々としては手を挙げていきたいと思っておりますが、これらにつきましては、ちょっと外山副市長のほうから、関連性がありますので答えてもらいます。

もう、何年も前から外山副市長が市長部局ではなくて、市民病院のほうのアドバイザーだったのです。何年前に……（何事か叫ぶ者あり）そうなのです。私と出会ったのはずっと後ですから。そういうこともあって、改善点をもう既に当時から持っていたわけであって、それらがなかなか実行されてこなかったということも大きな課題だったのではないかと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

議員がおっしゃるように、大和病院がコンサルタントを入れて、それなりというか、いい線に来たわけです。そういったことは市民病院の経営改善タスクフォースの中でも議論されてきて、やはりそういった切り口でアドバイスをしてくれる人は必要ではないか。収支計画を一応、一定の仮定のもとに見積もることは必要ではないか。診療報酬点数も2年に一遍変わるものですから、様々複雑なところもありますし、そういったことで外部コンサルタントをやったほうがいいのかという意見が出ました。

その際には、ボストンコンサルティングとかマッキンゼーとかいろいろ出ましたけれども、地域医療振興協会のアドバイザーがいいのではないかという話があったのです。たまたま令和3年度に向けて総務省のほうで、地域医療振興協会と一体となってアドバイスをする事業がありましたものですから、ただ、全国で数が非常に少ないのでどうなるか分かりませんが、一応、県庁のほうには申し込んでおります。それはみんながそうしたほうが良いということで、本部会議におきましても全本部委員の了解を得てやっているところであります。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

大体私が願っているようなことに進みそうですので、次に移らせていただきます。病病連携、病診連携の関係でちょっと1点だけお話をさせていただきたいと思います。

これは提案のところになるかもしれないのですが、病病連携、病診連携というのは一般的には、かかりつけ医で高度な検査とか、治療が必要になった場合に、ほかの病院に紹介状を持って受診する、そういう連携をつくるということが病病連携、病診連携だと思うのです。私が提案したいのは、そういうことだと思うのですが、例えば市民病院にある、大和病院にもあってもいいのですが、CTとかMRIとかそういうのを受けるのに、今は多分、そこに紹介状を持って行って受診して、そういう手間で行っていると思うのです。

ただ、病病連携、病診連携をもっと——これはできるかどうか分からないです。私は素人ですから——簡略化して紹介状ではなくて、例えば地域連携室のところに予約を入れて、そして機械を使ってそこで診療を受けて、その結果を自分の開業医のところを持って行って診療に役立てると。そういう連携ができれば、開業医の皆さんも市民の皆さんも、本当にいいかと思うのです。そういう病病連携、病診連携みたいな、それがまた地域包括ケアの基にもなると思うのです。そこら辺の、もう既にやられているなら、やられているでいいのですが、そこら辺の考え方を一言だけお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

できると思っていますが、これにつきましても外山副市長から答えてもらいます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

議員のおっしゃるのは、高額医療機器の共同利用の地域医療の一体化の話で、これは実施可能です。ぜひ、そういう形で市民病院の外来に来なくても、開業医の先生をサポートする形でMRIとCTと共同利用できればと思っています。その際には今もちょっとやっていますけれども、遠隔画像診断と絡めて、そしてその返事もちゃんと開業医の先生の方に行くということもやればよくなっていくのではないかと考えておきまして、そういうことも今後

の検討課題になっております。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

今のお答えですけれども、補足させてください。市内の幾つかの医療機関と市民病院は既に委託契約しておりまして、議員おっしゃるような流れで既にできている部門がございます。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民が安心できる持続する地域医療と健康と医療のまちづくりをどう進めるか

答弁の時間も残さなければなりませんので、一言だけ、まちづくりビジョンについて。ちょっと私の書き方が簡略過ぎて、私が思っていることと違うことでありました。こういう医療環境を利用しながら、例えばそれを資源にしてまちづくりをできないか。例えば移住定住ですよね、そういうところに結びつけるとかという方向でのまちづくり。そういう方向へのビジョンはないかということだったので、ちょっと話がつながらなかったところがあるのですけれども、私の思いはそういうことであります。

時間がありませんので、市長もまちづくりについてビジョンを持たれているということでもありますけれども、政策を考える場合にアイデアとか中身も重要ですが、実行できない場合はやはり意味がないわけです。これは大阪府の四條畷市の市長さんが言った言葉ですが、ぜひ、ビジョンを実行に移すように頑張ってください、よりよい市の発展につなげていただきたいと思います。

終わります。

○議 長 以上で、佐藤剛君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開を11時45分とします。

[午前11時32分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時44分]

○議 長 質問順位3番、議席番号7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議長より発言を許されましたので、その前にマスクを外します。議長より発言を許されましたので、7番議員の勝又が一般質問を行います。

私は議員としては大変控え目なほうであります。しかしながら、言うべきことは言わなければならないと、それが議員の仕事だと、そのように思っております。以前も何度かこの壇上で申し上げたことがあります、我々は思い込みの世界に住んでいるのであります。これでいい、これでいいと思いつける限り、進歩も向上もないこととなります。

物事は視点を変えて見るべきであります。視点が違えば物事はおのずと違って見えることとなります。この庁舎の正面東側に大きな山が2つあります。右が言うまでもなく金城山、

左が坂戸山であります。ここから見る限り坂戸山のほうが背が高く見えます。坂戸山は 634 メートル、右の金城山は低くは見えますが 1,369 メートルであります。イオンの駐車場あるいは余川本町付近から見ると、この2つの山は同じ高さに見えます。塩沢から見ればおのずと山の高さは親子ほども違う山であることが分かります。

視点が違えば物事は違って見えるということではありますが、行政においてもどこからどの角度から見るかによって、様々に物事は違って見えるということを申し上げて、図書館の質問に入りたいと思います。図書館行政についても、視点が違えばまた別の見え方があるのであります。図書館についてこれでいいという思い込みがありはしないかとの思いで質問をさせていただきます。

1 図書館の改善について

1 問目、図書館の改善についてであります。この質問は3つに分けて行います。1 問目、大型図書館として開館した当初、日本一の図書館を目指してスタートしました。大型図書館として7年目になりますが、現状での自己評価はどうかについてお尋ねします。

2 問目、図書館協議会は図書館及び図書館行政全般の改善について、主にどのように関わってきたのか。その成果はどうであったかについてお尋ねします。

3 問目、大型図書館という姿で開館した当初、攻める図書館として情報の収集のみならず、情報の公開、そして情報の発信に努めるという考え方がありましたが、今もその考え方に変わりはないかについてお尋ねします。

壇上では、以上3つの質問としますが、答弁については、時間の制限もありますので、簡潔にお願いします。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、勝又議員のご質問に答えてまいります。

1 図書館の改善について

図書館のことであります。日本一の図書館を目指すということ、本当に大々的にうたっていたかどうか、ちょっと記憶が定かではないのですけれども、そういう気持ちでということだと思いますが、7年目になりました。平成26年に開館以来、本当に多くの皆さんにご利用いただいていると思います。来館者数が今年2月末で177万人を超えました。新型コロナウイルス感染症の影響によって来館者数は例年よりも若干少ないのですが、逆に貸出しの冊数は、冊数の許可を増やしたというのもあるのですけれども、伸びています。

6年を経て気がついた問題点というご質問ですけれども、勝又議員からは昨年9月の一般質問で今回と同様のご質問をいただきました。そのときに、図書館の問題点として私のほうで答えたのは、利用マナーの向上、図書館の課題ですね。そして、展示コーナーの有効活用、あとは貸出冊数の増加、この3点と、当時はホットな話題でありました読書通帳の取組、これらについて答弁しました。一方で、勝又議員からはそのときの質問で、蔵書構成のバランスについて基本図書をしっかりそろえるようにという、そういうご提言をいただいたという

ところでは。

基本図書についてちょっと申し上げますと、日々心がけているところですが、今後も留意しながら蔵書の充実に努めていきたい。

一方で、南魚沼市図書館の特徴について言うと、児童用の図書が充実しているというところがあります。その蔵書数はおよそ6万冊。また、年間に7万冊を超える児童書が貸し出されている。これは非常に極めて特徴的だと思います。全ての貸出図書のおよそ40%を占めているということです。保育士さんなども非常に利用されている。誠に申し訳ありません、個人的な、うちの娘もしょっちゅう図書館に行って本を借りてきていますが、ああ、やはりそうなのかという思いを改めてしました。

義務教育期における読書の習慣が、学力向上、人間形成も含めて非常に重要だということについて、私はここ数年、学校図書の充実、図書館との連携に取り組んできています。加えて岡村教育長は大変その部分を大きなテーマと捉えている教育長でありますので、一致しております。子供たちの学力向上の源は、読書による知識の蓄積、また文章を読む力をつけることにあると思っています。欠かせないと思います。そのため、今後も児童書の充実に取り組む、または図書館を知の拠点としながら、学校や地域との連携によって文化の香り高いまちづくりを進めていきたいと考えています。そういう評価をしています。

図書館では3密の防止対策を取りながら、特集コーナーを設けるなどして蔵書のPRや利用者の掘り起こしを行っていますが、まだまだ例えば子供の図書などについても、大人向けなどで別々の場所にあるなど、検索の機能が不十分だというご指摘もあるようでございます。それらを含めて、市民の皆さんのご意見も頂戴しながら、分かりやすく工夫するなどしていきたいと考えています。お気づきの点があれば今後も、ぜひ、どんどんご意見を言っていたきたいと思っています。

2つ目のところでもあります。図書館協議会はどのように関わってきたのかということでもあります。成果もお尋ねです。この図書館協議会は図書館の運営に関しまして、必要な調査または審議を行って、図書館サービスについて館長に対して意見を述べることができるという場です。年に3回から4回の会議を開催しています。

図書館協議会の委員の方々からは、いろいろな立場から図書館運営に関するご意見をいただいております。これらの意見が例えば運営そのもの、そして図書の購入、どんなものを購入するかということについても反映されています。様々にまたご審議をいただけるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

今年度は、繰り返しになりますが、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、なかなか協議会を開催することができなかつた。しかし、ようやく先月開催しました。この中で活発な意見が出されましたが、コロナ禍での読み聞かせの在り方についての意見というのをちょっと言うと、3密防止、ソーシャルディスタンスの中で、大型絵本の活用が有効であるということが分かりまして、その充実に向けて今年度予算の中で大型絵本——いっぱい離れても見えるようにということだと思っておりますが、そういう本を購入することとしました。この

ように、定期的に様々なご審議をいただく中で、ご意見についても反映がされているものと考えております。

3つ目の攻める図書館として、ということではありますが、当初、情報の公開・発信に努めるという考え方が今も変わりはないかということです。図書館が開館した当初から情報の発信に努めながら、これまでにMSGカフェ、または図書館ライブというかコンサート。これは非常にいいですね、私も聴かせてもらっています。多目的室での講演会や様々な利活用、展示スペースでの作品展の開催、これもいいと思います。そしていろいろなブースの中でいろいろなテーマで特集コーナーとか、あれもかなりいいと私は思ってよく見えています。図書館という既成概念にとらわれない事業を行ってきたと思います。コンサートなどは本当はやっていかどうかということもあるわけですが、非常にいいと思います。カフェもそうです。そして、私は高く評価をしています。

新型コロナウイルス感染症の影響でいろいろなイベントの開催が今難しくなっていますが、今現在は館内に特集コーナーを20か所以上設けて蔵書を紹介するなど、できることを見つけながらやらせてもらっているということでもあります。

情報発信が少なくなっているということは、今のコロナ禍で否めない事実かもしれませんが、SNSの活用などを含め、様々な方法で情報発信または定期的な様々な更新等も行い、やっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。

本日は、この休憩中に議会全員協議会を1時30分より開催いたしますので、1時30分にはこの議場にご参集願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

再開の目安を、3時ぐらいとしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。議会全員協議会が終わり次第、再開ということでもあります。

[午前11時59分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を開催いたします。

[午後3時09分]

○議 長 一般質問を続行します。勝又議員、大変お待たせいたしました。どうぞ。

7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

さて、市長より丁寧な答弁をいただきました。我が南魚沼市の駅前図書館が誇りにできるような、よその自治体に自慢できるようないい図書館になることを強く祈って再質問します。

市長については答弁に、9月の一般質問と同様の質問だというお話をされましたけれども、9月の質問については、6年を経過して気づいた問題点は何かというお尋ねでありました。今回の一般質問については7年間についての自己評価は何かということで、日本語として全く違う表現であります。多少、似たような表現だと受け取られることについては、私は不満を述べるつもりはありません。

それで冒頭の部分で、市長は日本一の図書館ということを強調していたかどうか定かではないというお話がありましたけれども、あの当時の総務文教委員会の資料を今持ってきていますので、一部だけ読んでみます。平成26年7月22日の総務文教委員会の資料であります。利用者と一緒に日本一利用しやすく誇れる図書館とあります。また、日本一の図書館を目指した啓蒙活動とあります。職員も日本一の図書館職員と言われるよう、自らを高めてとあります。あの頃の議事録を確認してみれば、南雲前教育長もこの議場で日本一という言葉は何度か使ったであろうと思います。その点は議事録を確認していただければよろしいかと思えます。

同様の質問をするつもりはありません。同じような質疑応答をしても意味がないと思いますので、多少、切り口を変えてお尋ねしてみることとします。昨年の12月定例議会に提出された総務文教委員会の報告書には、昨年3月の時点で新型コロナウイルスの感染防止対策について、市ウェブサイトやフェイスブックに記載し、その後、順次、市ウェブサイトやフェイスブックを更新してきたと明記されています。日本一の図書館を目指すなら当然のことです。議会に提出された資料に明記されていたわけですから、この点、間違いのないことなのだろうと思いますが、そのとおりであるかどうかお尋ねします。

○議長 市長。

○市長 1 図書館の改善について

この件につきましては、担当のほうから答弁してもらいます。教育部のほうになると思いますがよろしくお願ひします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 1 図書館の改善について

今のご質問の件でございます。市ウェブサイト及びフェイスブックなどで周知しています、とお話しした事項でございますが、市ウェブサイトにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策の関係の注意事項、そういったものを掲載させていただいております。一方で、フェイスブックにつきましては、昨年の3月以降、更新ができていないという状況でございます。適切な情報発信に欠けていたと考えております。

今後の方針ですけれども、図書館とも話をしまして、来年度以降の方針についても、コロナ禍の状況がまだ収まっていない中で、図書館をこれ以上また利用の拡大とか座席数の確保とかそういったことはできないよねという話はしております、今20冊を一度にお貸しできる体制ですとか、そういったものもこれから継続していこうということで、ウェブサイトのほうについては来年度を見越した書換えをお願いしているところでございます。フェイスブックにつきましても、今後、大きなイベント、そういったものはしばらくは図書館の中ではできないだろうということで、今後は特集コーナーですとか特設ブース、そういったものの中で図書の紹介、そういったものに力を入れて紹介していきたいということで話をしている状況でございます。

以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

フェイスブックについては、以前は毎月のように情報発信がありました。去年ではなくておととしの7月まで遡ってみました。今、答弁があったように、昨年3月17日以降、フェイスブックによる情報発信はなかったように見受けられます。昨年の3月から丸1年間に近いわけですが、どれほど情報発信をするべき様々なことがあったか。そのことを思えば、なぜ発信しなかったのかと大変大きな疑問が湧いてきます。

それからもう一つは、12月の議会に提出された委員会報告の中に、フェイスブックも更新してきたという類いの記述があるわけです。これは誤りであったということでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館の改善について

今ほどの教育部長の話の聞けば、若干言葉が勇み足というか、ちょっとふさわしくない部分もあったのかもしれませんが、この点については、もしそうであれば私からもお詫びしますが、ということではなかろうかと思いますが、担当のほうからの弁も聞いていただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1 図書館の改善について

議員のおっしゃるとおり、フェイスブックのほうの更新は3月17日以降ありません。ですので、議会報告に誤りがあったと認識しております。市ウェブサイトのほうのみで情報発信していたという状況でございます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

フェイスブックについては分かりました。今後、気をつけていただきたいと思います。それで、市のウェブサイトについて図書館をいろいろ調べてみたのですが、情報の更新がきちんとできているかどうかですね。去年の3月に図書館の受付のところで、あそこに置いてある新聞が何種類あるかということ聞いたことがありました。一覧表を見せて11種類だと言っておりました。翌日、今度は議会事務局長が私のところに新聞の一覧表を持ってきて、いや実は14種類なのだという説明がありました。

さあ、どういうことなのかと、自分で今度はウェブサイトをいろいろ調べてみたら、購読している新聞は13種類と。実際に図書館に行ってみると、そこに置いてある新聞は10種類と。さあ、これはどういうことなのだろうと。いろいろ照合してみたら、既に取られていない新聞も一覧表にあったり、あるいは2年前から取られていたはずのゆきぐに新聞が一覧表になかったりとか、そういう類いのことが分かりました。

お尋ねします。様々な部分で更新とか、そういうものがうまくできていないのではないかとそのように思ったわけですが、今のこの新聞について、ごく簡潔にお答え願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館の改善について

答えさせますが一般質問の場ですので、もうちょっといろいろな題材を考えていただきたいと私は思いますけれども、教育部長なりに答えてもらいます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1 図書館の改善について

その点も反省しております。市ウェブサイトで今見ていただくと、恐らく令和元年度の新聞数というものが載っておりますので、正しい正確な数字を表しておりません。大変申し訳ありません。早急に令和2年度のものとし差し替えるようにいたします。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

ついでにもう一つ、ウェブサイトと言われるホームページのことだと思いますが、いろいろ見ていったら郷土図書の紹介の欄がありまして、以前は毎月のように追加で様々な本や資料が紹介されていたわけです。平成27年が最後でその後、5年間何の紹介もないと。本当になかったのか、それとも業務を怠っていただけなのか、その辺のことをお尋ねします。簡潔にお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館の改善について

担当の部局から答えさせます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1 図書館の改善について

大変申し訳ありません。把握しておりませんでした。把握するようにいたします。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

私が調べた限り、これはほんの一例のことなのかと、氷山の一角ではないかと、そのように思ったのですが、日本一の図書館を目指しているのは、それはそれでいいと思います。日本一の図書館を目指すなら、様々な事柄について更新や確認がきちんとできていなければならないと、そのように思います。その確認についての検証機能がないのではないかとそんなふうに思うわけです。この点についてどうであったか、確認の意味でお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館の改善について

担当の部局のほうから答えさせます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1 図書館の改善について

今のご質問、いろいろございましたけれども、確認が至らなかった点が多々あるのではないかと思います。検証というのはウェブサイトだけの検証ではなくて、いろいろな蔵書の検

証ですとか、いろいろなことをやっているわけですが、その発信というところにつきましては、いささか配慮が欠けていたと思います。そこも大事な部分だと思しますので、改めてその部分を見つめ直してやっていきたいと思ひます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

大型図書館がスタートしたときに、攻める図書館という表現が繰り返し使われました。そんな意味で様々な面で不備のないようにお願いしたいと思ひます。

さて、2つ目の、図書館協議会が関わった改善についての成果はどうであったかというお尋ねについての答弁をいただきました。図書館の運営及び図書購入についての提言等々やってこられたようですが、適切な提言ができていたかどうか、どのように自己評価するかお尋ねします。ごく簡潔にお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館の改善について

これは担当の部局のほうから答えさせます。委員さんは民選で行っているわけであります。その辺のところでは差し支えない範囲で答弁をしてもらいたいと思ひますので申し伝えます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の改善について

図書館協議会についてお尋ねいただきました。私自身も図書館協議会については開館当初から関わっておりましたので、そこも含めてお答えしたいと思ひます。館長より様々な資料を提供いただき、協議会委員はその段階での図書館の運営状況、利用状況について報告を受け、それぞれの委員の立場からさらによりよい図書館をつくるために、視点を変えながら意見を積み重ねてまいりました。その意見をもとにできるところから図書館運営の改善を進めてきたと考えております。

以上でございます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

大変慎重な答弁をいただきました。これについてはこれで終わります。

3番目の攻める図書館というその1点についてお尋ねします。情報の収集、公開、発信に努めるというお話でありました。実際にそのように努めてきたという答弁であったように思ひますが、図書館法第3条第1項に、行政資料を収集し、一般公衆の利用に供することとありますが、この点についてお尋ねします。そのとおりにお考えでしょうか。簡潔にお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館の改善について

担当する部局に答えさせます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の改善について

行政資料につきましては、図書館法にございますように、それぞれの図書館において大切に扱っております。南魚沼市図書館においては、議員ご承知のように魚沼の地域資料が一覧となって保存されているコーナーがございます。そこに行政資料が備えられているところがあります。

ただし、一つ言います。行政資料の検索のために、行政資料を1つのところにまとめて置いてあるのではなく、郷土資料の分類ごとに行政資料を分けてあります。これは検索しやすくするためにそれぞれのところに分けてございますので、ご確認いただければと思います。

以上でございます。

○議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

分散して収蔵してあるというお話でありました。これについては近隣の長岡の中央図書館、あるいは十日町の図書館——すなわち情報館、そういうところを繰り返し繰り返し見てまいりました。我が南魚沼市の情報公開コーナーにあるのは、予算書と決算書があるだけであります。

普通に考えると、防災計画とかあるいはハザードマップとか教育基本計画とか、あるいは市の条例、全ての条例とか、あるいは指定管理の予算書、決算書とかこんなことを言い始めれば切りがありません。時間に制限がありますのでやめますが、そういう類いのものが見やすいように分類して、見出しをつけてずっと並んでいるというものを見てくると、どうして我が南魚沼市の情報コーナーはこんなものなのだと。繰り返し、私は図書館でそういう話をしたことがある。これしか置いていないのですかと。そうですと。情報公開コーナーはここですかと。ここ以外にないのですかと言うと、いやここですとこう言うのです。

今の教育長のお話で分散してあるといえ、それを全部拾って歩かなければいけないわけですね。時間のあるときにそれをやってみようかとそんなふうに思いますが、実際のところ、それで果たして見やすいかどうか。市民のこともよく考えるべきだと私はそのように思います。

もう一つは、去年の3月に市報が置いていないのはどうしてなのかという話をしました。それ以前にも何度も私は市報が置いていないのは変でしょう、というお話をしました。去年の3月に市報や議会だより等々、市民がいつでも見やすいところにファイルしておくべきですよというお話をしたら、そう言われればそうですねというような返事があって、去年の春からのものが置かれるようになりました。

よそに行ってみると、例えば議会だよりだって2年分ぐらいは見るできるようになっているのです。市報だってそうです。2年、3年というスパンで振り返って見るができるようになっている。よそに行つて学んでくるという姿勢があれば、もう7年もあったわけですから十分に吸収できたはずだと私は思います。

前回の9月の教育長の答弁では、近隣の図書館を参考にして工夫、改善に努めているとい

う答弁がありました。近隣の図書館とってどこまでを指して言われたのか分かりませんが、私はとりあえず十日町の情報館、あるいはもう少し足を延ばして長岡の中央図書館辺りを徹底的に学ぶべきだと思います。この点について答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館の改善について

ご意見ありがとうございます。いろいろ私も聞かせてもらっておりますが、担当する部長もしくは担当者のほうから答えさせますのでよろしくをお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の改善について

まず、最初の行政資料についてもう一度お答えしたいと思います。まず、行政資料の、今、南魚沼市のコーナーとしてそろっておりますのは、議員がおっしゃるように一まとめにしてありますのは、予算、決算の内容でございます。そのほかにつきましては、同じ地域のコーナーのところに分散してございますので、ご自分で探すときにはなかなか探しにくいという、今ご意見を賜りましたので、また参考にしたいと思います。

この資料が欲しいという申出があったときに、すぐこの棚に入っていますということが分かるように、検索しやすいところに置いてございましたので、そこを改めて見直しをしていきたいと思っております。

また、さらに他地域の図書館を十分参考にして、よりよい図書館をつくってほしいというご意見でございます。大変ありがとうございました。これまで図書館協議会の委員も含めて、他の図書館の状況を視察して、それを市の図書館に生かすように努めてまいりました。また、職員につきましても情報交換を重ねているところでありますが、さらに丁寧に他の図書館の状況について参考に改善を進めてまいりたいと思っております。いろいろな角度からご指摘賜りましてありがとうございました。

以上でございます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

私が今、質問の中で幾つかのことを申し上げましたが、一つ一つ、重箱の隅をつつくつもりはありません。ないのです。でも、図書館全体で見た場合、どこかあちらこちら、ねじが緩んでいると、私はそのように思ったので、もっと緊張感を持ってやっていただきたいと。情報の更新ができていないとか、あるいはこの発信の仕方でいいとか、そんなのはいつでも確認できるわけです。教育委員会にあれだけ人がいるわけですから、誰も気がつかなかったのだろうか。

私はいつもよく思うのですけれども、我々が不思議に思うことを職員が誰も不思議に思わないというその事実が、大変不思議です。どうしてなのだろうと。こんなことにまだ気がつかないかと言いたい思いがたくさんあります。私が今申し上げたのは、ほんの一部のことです。

では、質問の次へ行きます。日本一の図書館を目指すということであれば、蔵書構成も大事なことだと私は思います。蔵書構成については市長が一部、答弁の中に語ったことがありますけれども、どういったらいいのでしょうか。蔵書構成がアンバランスだということは、これは具体的に言わないと分からないのではないかと思います。

例えば民族学のコーナー、あるいは宗教のコーナー、哲学のコーナー、経済学のコーナー。例えば経済学のコーナーで言うならば、20世紀の経済学といえば重要なものはマルクスの資本論と、メイナード・ケインズの一般理論、これは双璧だと言われています。あの図書館に行ってみると、資本論の本が7冊あります。ページ数にして2,800ページ。片や双璧と言われる経済学史上、最も重要で影響力の高いと言われるケインズの経済理論に関する本が140ページ、1冊しかないのです。そうするとページ数で比較すると1対20です。双璧と言われるものがどうしてこれほど違うのだらうと。去年、資本論についての本が2冊追加になりました。ということは、5冊あるところに6冊目を入れたわけです。6冊あるところに7冊目を入れたという、こういう流れですよ。

あるものについて追加する。それについてちょっと待てという機能がない。例えば経済のコーナーで言うならば、リカードとかシュンペーターとかハイエク、あるいはフリードマン、なぜそういう人たちの本がないのか。入門書の類いがやたらにいっぱいあります。蔵書構成のバランスが変だと言っているのはそういうことです。

例えば哲学のコーナーにアランの幸福論が4冊並んでいます。以前、私は前教育長に言ったことがあります。世界の3大幸福論のうち、アランの幸福論は4冊ある。ラッセルの幸福論は1冊もないと。ヒルティの幸福論は上、中、下ですか、3冊で1セットあると。なぜ、ラッセルの幸福論はないのか。アンバランスでしょうという話をしたら、10か月ほど後にラッセルの幸福論が入りました。こういう類いの話は世界文学のコーナーについても言えるのですけれども、時間がありませんのでこの辺で端折っていきたいと思います。

私が申し上げたいのは、自分が読みたい本がないとか、あるいは専門書の類いが少ないとか、そんなことを言っているのではないのです。蔵書構成のバランスがよくないと。これは繰り返し繰り返し、この議場で言ってきたのです。その言ってきたことの意味が分かっていないのではないのかと、私はつくづくそう思いました。そんな中で、ちょっと長い説明になりましたが、本当はもっといっぱい語りたいたいのですけれども時間がないのです。では、これについてお尋ねします。いかがでございましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 図書館の改善について

これにつきましても担当の部局のほうから答えてもらいます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の改善について

勝又議員よりは常日頃から蔵書について大変ご関心をいただきありがとうございます。公立図書館の蔵書構成について、いま一度、私の立場から少しご説明をさせていただきます。

公立図書館の蔵書構成は、まず何か特別なスタンダード、あるいは共通な基本図書が明示されている、あるいは定められているものではございません。公立図書館の蔵書は、地域の事情及び利用者の皆さんの要望や、実際に本を読まれている内容を踏まえて、蔵書をそれに合わせて構成しております。

ですので、バランスは地域の文化の、特に図書文化のニーズに合わせておりますので、また、ぜひ、こういうものがあるとよいというものがあれば、リクエストとして、ぜひ、たくさんお寄せいただければ、蔵書につきましてより充実させてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

時間が気になってまいりました。まだまだ続けようと思ったのですが、ここで図書館問題については区切りとします。

2 市民からの投書の扱い方について

市民からいただいた投書の扱いについてであります。次の質問。市民から市政に向けて行われる投書の回答や公開は適切に行われているかについてお尋ねします。できれば簡潔にお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民からの投書の扱い方について

では、それでは簡潔に。しかし、二言ぐらいでは駄目だと思うのですけれども、適切に行っていると思います。

以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 市民からの投書の扱い方について

非常に簡潔に適切な答弁であったと思います。一つ思い出すといいでしょうか、以前の記録を調べてみました。平成26年3月の一般質問で、市民からの投書の取扱いのルール、決まり事を明文化するべきだと提案しました。というのは、それまで明文化された、投書に対する扱いのルールができていなかったのです。私は不思議に思ったのですけれども、議場で一般質問でこれをしたところ、井口前市長は検討していきたいと。早速、担当に検討させ、ルールのなものを内規として設けたいという答弁がありました。これは議事録に載っているものであります。取扱い上の内規とはどのような決まり事として作成されたのかお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民からの投書の扱い方について

先ほどできれば時間をやり取りされたいだろうと思って簡潔に答えました。今ほどのやはりそういう質問が出てくると考えていたのでよろしくをお願いします。他意はございません。

投書を含めて、市民の皆さんからのご意見は市に届ける手段——これは市民の声というも

のがあります。まずはこのことを言われていますよね。（「はい」と叫ぶ者あり）これはもう皆さんご存じなのでいいのですけれども、市役所各庁舎に投書用のはがきがあり、投書箱があります。はがきを郵送または投書を入れていただくことで、市民の声として全て届いてまいります。市報の毎年11月15日号ですけれども、ここには紙面にはがきというか郵便の封筒の印刷までしまして、これも結構まいります。数が来ます。そのほか、市のウェブサイトからは常時、メールでお問合せができるようにしています。

投書などの扱い方ですけれども、昨年春から夏にかけては、新型コロナウイルスの問題で先ほど述べました市報11月15日号に封書を折り込んだ後などには、非常に多くの投書やウェブサイトからのご意見が寄せられました。基本的には住所、氏名の記載または回答用のメールアドレスなどが記載されている場合には、全て回答していると思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、特に新型コロナウイルス感染症の問題や、例えば食事券の少し騒動の際には、これは爆発的な数が来たのです。非常に多くの問合せが集中する場合には、回答が困難な場合というのもこれは多少ありますのでご承知おきいただきたい。

当然のことですが、投書の内容についてはその状況を確認して、対応が可能かどうかというのを担当部署において検討して回答することになるので、時間もかかる場合もあります。そして、回答を公表することに同意していただいている方については、市役所の各庁舎に文書で掲示するなどしています。

市長である私も回答内容は全て目を通しています。これは大変な作業です。本当に口で言うほど簡単ではないのです。はっきり言って大変な時間がかかります。可能な限り誠意を持って回答するよう努めていますが、中にはこれは、これ以上は担当者は言えませんが、私が市長としてあえて言うと、回答するのも困難なような誹謗中傷的なものも含めて様々ございます。なので、この点については私としては全ての回答をしようという方針をやめるべきではないかという思いに、私が至っています。ということも含めて、検討してみようと思っています。

以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 市民からの投書の扱い方について

9月の定例議会における私の一般質問の市長の答弁では、市民からの投書にはほぼ即座に回答しているとのことでありました。市民の中にはその投書に対して数か月の間、何の回答も通知もないという声があります。内容を聞いてみたら、新型コロナウイルス感染症に関係ないし、プレミアム商品券にも関係ないし、クラスター発生にも関係がないと。にもかかわらず、何か月も通知もない、電話もないと。電話番号も書いてやったのにね、というようなお話が実際にあったのです。これは作り話ではなくて実話であります。実態はどうであるのかということですよ。

それで、市のウェブサイトをのぞいてみて、どれほどの投書があるのかということで調べてみました。平成29年からのデータを拾って並べてみたのですが、膨大な数、本当にたくさ

んの数の投書があるという割には、それほど数が上がっていない。そのことについてお伺いしますが、市が公開している投書の件数については、これは真実の件数ではないということでしょうか。

それからもう一つ、実際に投書について何の返答もないという声が本当にあったのです。その辺の実態について併せてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民からの投書の扱い方について

間違っていたら秘書広報課長が答えますが、同意を得られている方のやつを載せていると何度も言っているじゃないですか。すごい数だと私が言っていると、私がうそをついていると思いますか。本当に大変な数なのですよ。様々あります。私の携帯にもメールは来ます。なるべく答えている。これは本当に、しかし、議員はちょっと、もうちょっとあまり疑うことだけではなくて聞いていただきたい。では、その方は悪いのですけれども、よくある議論になりますよね。いろいろな市のサービスが行き届かなくて、そういうことを言っているという議論をここでよくする方がいますね。別に議員のことを言っているわけではない。では、連れてきてください。私どもは不誠実で答えないということは1個もない、悪いけれど。これだけは確証を持って言えます。

以上。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 市民からの投書の扱い方について

市長の熱のこもった答弁を伺いました。これについてはこれ以上、深掘りしないこととします。

最後の質問であります。投書の公開についてですが、3か月遅れになっています。昨日、おとといあたり、土曜、日曜ですのでその前ですね。見ましたら、12月の投書についての回答が上がっていました。前々回の9月の議会で私が質問したときには、4月の投書についての回答でありました。それ以前はもっと遅かったですね。半年遅れが当たり前でした。それを思えば、大分改善されてきたと私はそんなふうに思いますけれども、即座に返しているというそのお話からすれば、3か月遅れて公開されるというのが何か解せない思いがあります。

お尋ねします。翌月に公開できるのではないかという思いがあってお尋ねするのですが、3か月遅れた公開になるその事情についてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民からの投書の扱い方について

この件につきましては、秘書広報課長から答えてもらうことにします。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 2 市民からの投書の扱い方について

本人への回答につきましては、先ほど市長のほうで申し上げましたけれども、現状等を確認した中で、市のほうでどういう対応ができるのかどうかということを検討して、ご本人さ

んのほうに回答するようになります。時間がかかる場合もありますけれども、できる限り速やかに回答をさせていただいております。

ウェブサイトの公表につきましては、毎月その1か月間のものをまとめまして、その中の情報公開に同意が得られているものについて、ウェブサイトに載せているという状況で、3か月遅れているということで、できるだけ早くしたいと思っておりますけれども、今の状況は12月末までになっているということで、少しでも早くなるように努めたいと思っております。

以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 市民からの投書の扱い方について

大変前向きな答弁をいただきました。予定した質問はこれで終了であります。

以上で、終わります。

○議 長 以上で、勝又貞夫君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を4時10分といたします。

[午後3時54分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後4時09分]

○議 長 清塚武敏君より資料配付の願いが出ております。これを許可し、配付のとおりといたします。

○議 長 質問順位4番、議席番号11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 傍聴者の皆様ありがとうございます。3月6日土曜日、浦佐毘沙門堂裸押合大祭、今年もコロナ禍という厳しい条件の中でありましたが、関係者、多聞青年団が1,200年、歴史と伝統を守っていただき、新型コロナウイルス感染症対策もしっかりした中で一生懸命やっておられる姿を見て、大変感動いたしました。私もいち早く新型コロナウイルス感染症が収束することをお参りしてまいりました。

今回の私の質問は、大項目で2点通告をいたしました。1項目めは、除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るかであります。2項目めは、市民バスの目指す姿は何かです。

1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

まずは、演壇より1項目め、雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るかについて質問をいたします。

昨年末からの集中降雪は、12月15日から12月21日までの1週間、降り続けました。本庁舎の観測では累計降雪量が478センチメートル、積雪173センチメートルとなりました。昨シーズンの異常少雪、無雪とも言っていいくらいを経験した私たちにとっては、そしてましてや初雪で一気に降られた大雪は、雪に慣れているとはいえ厳しい冬のスタートになりました。影響として関越自動車道の立ち往生をはじめ、除雪関連の事故や被害が多く発生しました。市でも災害対策本部の設置を行い、対応に当たりました。

このような状況の中で、降雪時の道路除雪の課題や、過疎や高齢化が進んだことによる除雪労働力の不足も感じました。また、来年2022年1月2日より屋根雪除雪時の安全帯着用が墜落制止用器具フルハーネス型を使用することに変更になり、法的にも厳格化されるなどの課題も見えてきました。除雪時の市民の安全と冬季の生活道路環境をどう守っていくのかについて伺います。今議会の一般質問では、同僚議員からも雪に関連した質問が多くあります。冬の南魚沼市に暮らしていく市民にとっては、大きな課題と捉えています。以下の4点について伺います。

(1) 除雪中の事故防止と住宅屋根の雪下ろしを行う際の安全確保をどう進めていくのか。

(2) 雪処理の担い手、業者を含めた労働力、ボランティア等の人材の安定確保が地域ごとに必要と考えます。今後、行政がどのように進めていくのか伺います。3点目です。消雪パイプ路線でも、今年のような水量不足下では十分な消雪ができない場合があります。機械除雪併用による柔軟な道路除排雪が必要ではないか、伺います。4点目、除雪費の安定確保が除雪体制の充実につながる。国、県にどのように働きかけをしていくのか。

以上、大項目1点目、除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るかについて質問をいたします。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、清塚議員のご質問に答えてまいります。

1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

まず、1点目の除雪体制の全体ですが、1つずつ答えてまいります。除雪中の事故防止、住宅の屋根の雪下ろしの安全確保の問題であります。除雪中の事故で一番多いのがやはり屋根の雪下ろしの作業中の事故、これが断トツであります。全体の7割を占めるといわれています。その中でも、屋根やはしごからの転落事故が多く、次に多いのが除雪機に巻き込まれてしまう事故ということになっております。

これらの事故を防ぐためにまずは、安全な除雪作業の啓発が重要だと思います。テレビ等での呼びかけを県もやっていますし、市では市報、市のウェブサイト、防災メール、LINE、ツイッターなどのほか、FMゆきぐにさんなどからも防災コーナーにおいて、非常に今年は数多く注意喚起が行われてきたかと思います。具体的には、その中で雪下ろしなどの作業による最新の事故件数などもやはりきちんとお伝えして、これだけあるので気をつけてくださいという言い方も大事だと思いますし、何よりも足場の確保、ロープなどによる体の固定、ヘルメットの着用などが必要であること。または作業は1人で行わないでほしいということ。そうはいつでもなかなか難しいという事情も、当然ここに生きている人間としては分かっていることではありますが、私は1人以外でやったことはありませんけれども、でも本当にそういうことを注意喚起していくということが大事だと思います。

そして、安全施設の設置については、新潟県が来年度から転落防止アンカーに対する補助金を交付するといったこともありまして、南魚沼市においても導入に向けた検討を進めてい

きたいと考えておりますし、私からは既に検討を開始するように指示をさせていただきました。

しかし、なかなかこれが実用の問題としての難しさ、これはもう私も含めてここにいるみんな除雪をしている人たちですから、もう、よくよく分かっているというか、その困難さ。言うほどに簡単ではないという、フルハーネスとかいってもなかなか難しいという問題が正直言ってございます。しかしここを何とかクリアしていかないと、今度は自分で上がれない場合に、そういうものの設置がない場合には、例えば引受け手がない問題が出てくるとか、様々な展開があるかと思っておりますので、大変大きな課題だと考えております。

2つ目であります。ボランティア等の人材の安定確保であります。地域ごとに必要と考えるがということです。行政がどのように進めていくかということですが、雪処理の担い手は、第一に建設事業者に頼ることが私は優先されると思っております。建設業界においても先ほど別の方の議員のほうともやり取りの中で、人材確保の問題が大きな課題となっていると。非常に大きな問題だと思っております。そういう意味では、建設業界の働きやすい環境の整備、イメージアップ様々なことを併せ持ってやっていかないと、この人材確保という問題は難しだろうと思っております。

なので、市としてはまずはできることからということで、建設業協会などの関係団体と連携して、こういう建設業の重要性、意義を発信すること。これらで人材確保を進めていきたいと考えていますし、昨年10月には、大がかりな形では2回目になりました、南魚沼地域合同除雪出動式も単にイベント性を持ってやっているわけではなくて、そして多くの子供たちを呼んでいるのも、この業界が誇りであり、そして我々の地域を守る大変なものであるのだよということが伝わるようにという意味で、まずは進めているということでございます。

ボランティアの人材確保についてですけれども、建設事業者の方にお頼みするという以外に、ボランティアという中では社会福祉協議会が募集している除雪ボランティア、雪猿の皆さん、またシルバー人材センターによって確保をするという方法があるかと思っておりますが、今冬については短期間での集中降雪があり、屋根の雪の除雪が必要な世帯が本当に多く発生しました。このため、委託業者に除雪を依頼しても作業に入るまでに時間を要する、日にちを要するということになり、除雪を担う労働力の確保が非常に厳しい状況を経験したところでもあります。これは以前にも増して大変な困難さを持っていると私は思っております。

毎年、除雪ボランティアの募集を行っていますが、作業経験のない方が応募されるということも正直言って実情としてある。原則としてボランティアについては、危険が伴う屋根除雪は依頼しないようにし、下雪の除雪作業を中心に行っていただくことにしていると。シルバー人材センターも高齢者のために、下雪除雪作業のみの依頼となっています。

かくも大変な問題になってきている。今年は様々に引き受けていただいている人以外の、例で言うと、管工事組合の皆さんとか、そういったところにも、何とかならないでしょうかということ、様々なところに声かけをして、今回対応したということがございます。基本的にはボランティアというくくりの中だけでこの問題を大きな意味で解決することは不可能

というふうには私は考えております。なかなか答えが出ませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。いろいろな意味で、関係機関と調整していきたくて考えています。

3つ目の問題であります。消雪パイプ路線でも水量不足でと言われます。機械除雪の併用による柔軟な除排雪体制が必要ではないか。そのとおりだと思います。消雪パイプ路線については、市内約 780 本の井戸で対応しています。経年劣化による設備の不具合などで水量不足となっている路線があります。降雪前に不具合のある箇所を把握している路線については、除雪の企業体に連絡しまして、機械除雪併用での体制を取ったりもしています。この冬のように集中的かつ大量の降雪があった場合には、散水量が十分な路線であったとしても、路肩や道路の一部に堆雪をする。これはもう、すごく見ました。消雪の水だけだと狭まってくるわけです。こういったこともありまして、機械除雪による拡幅が必要となる路線が非常に多くある。数回にわたって機械除雪により拡幅するよう指示したり、こういうこともしているところでもあります。

しかしながら、除雪車の台数も限られているという問題、そして通常の機械除雪路線が当然ですが優先となる視点。また、雪押し場がなく機械除雪を入れられないという路線もあります。これも大きな問題です。全ての消雪パイプ路線への対応は困難でありますけれども、様々な情報、また道路パトロールなど、または地元行政区からの要望などにより、いろいろな箇所を絞りまして、できる限りの対応をしているということ、ぜひともご理解いただきたいと思ひます。

今後、そういった消雪パイプ等の不具合のある路線の把握。または除雪企業体との連絡体制を密にするようにし、少しでもそういう事情に応えられるように進めてまいりたいと考えております。

除雪費の安定確保であります。国、県にどう働きかけていくのかということですが、これまでもずっとこれは当然やっております。私の一番、物すごく大きな仕事だと自分も思っています。除雪費については、市道の除雪計画路線、この半数である 270 キロメートルが交付金の対象路線。補助率は3分の2。ここ数年は要望補助額の大体6割程度の配分というのが現状であります。

市としては、引き続き、私どもの市だけではなく、魚沼圏域の隣接の市町村などと連携も、そして特別豪雪地帯市町村協議会または積雪寒冷地帯振興協議会、積寒協です。それから、雪対策連絡協議会、様々ございます。加えて、北信越市長会などの機会を捉えまして、道路除排雪の経費に対する財政支援の充実について中央省庁に要望し、我々の実情の声を届けていながらやっていきたいと考えています。

近いところでは先般、赤羽国土交通大臣にもお会いし、この除排雪の問題につきましては、内実で語り合うこともできました。これも1人ではなくて、十日町市長、それから上越市長——上越市長はちょっとご病気もあつたので、代理の副市長でありましたけれども、3者で行ったという経緯でございます。いろいろなことがありますが、前を向いて進んでいかなければならないと感じているところでございます。

以上です。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

除雪の事故防止の件で再質問いたします。個人住宅の除雪の実態です。市長は1人でやったことがないと。大事なことだと……（何事か叫ぶ者あり）1人でやったと、分かりました。どうしても1人作業を行っているのが現状だと思います。特に高齢者のみの作業が、今後ますます増えていくのではないかと感じています。些細なことではありますが、行政と地域で将来に向けてどう解決していくのかというのが、これからの一番の視点というか問題だと思っております。

資料1には今年の除雪による事故の被害状況、これは私が2月5日の時点の数字を記載させていただきましたが、2月19日の数字を見ますと、やはり雪下ろしに起因する事故が大変多く発生しております。重大災害、死亡2件、重傷13件、軽傷7件というのがこれは2月19日の状況になっております。

県内でもこの冬、2月8日までの数字であります。死亡件数が19件発生しています。そのうち14件は1人のときに発生しているそうです。複数人での作業を行えば、万が一に事故が発生した場合でも、早期に発見し命を守ることができる可能性があります。

たまたま私がこれを通告してからでありましたが、先日、私の知人でありましたが何十年ぶりといいますか30年ぶりといいますか、地元に戻ってきまして、移住されております。その方が除雪中に重大事故につながったかもしれない怖い体験話をされておりました。接続するかまぼこ屋根の間の除雪を行っていた。やはり雪国に慣れていなかったせいもあるのかと思いますが、隣の屋根から雪が落ちてきてしまい、立ったままの状態です。運よく息子さん近くにおられたため、とっさの判断で顔だけ掘り出して呼吸を確保しました。しかし、雪の圧力は物すごく、もう手足は全く動かさず。胸部も圧迫され、やっと呼吸をした。大変怖い思いをしたと話しておりました。

個人の除雪の場合はどうしても分かっている、高齢者や昔からの風土といいますか、現状では個人の家は個人といった除雪が昔から変わっていないのが現状です。啓発活動は県も市も十分やっていますが、なかなかこの部分が改善できないのかと思っております。県のほうでも市でも、地域内で互いに協力しながら作業を行うことや、1人作業を行わざるを得ない場合は、作業開始時、作業終了時に近隣住民に声をかけるということをお話しされています。このような実態の中で、まず小さな問題に見えるようではありますが、今後どのような施策を進めていくか再質問をいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

捉えどころなく大きく話をしても、なかなかこの問題はそう簡単ではないと思うのです。複数人でやれと言われても、先ほどの話ではないですが、私は夜やっているのです、基本的には。朝もありますけれども、家で男1人ですから。こういう問題も全部ありますよね。そ

う簡単な問題ではない。そして、ただ具体的には事故防止という意味においては、先ほどほかの議員さんもこの問題を取り上げているのであまり詳しく全部ここで言うてしまうと難しいのかと思うのですけれども、例のアンカーの問題です。これらについてもやはり安全帯をきちんと取るということについては、これからは必須条件になってくるだろうと思います。特に、自分で屋根に上がれない家が出てくると思うのです。

私がこの冬ずっと見ていて、様々に除雪の対象というのがあります。屋根雪の対象といってもいっぱいありますが、でもこれほど落下式の屋根が増えたということも実感して、毎日見ているのです。それらの中で、特にやはり心配なのは、落下式ではない屋根に、私の家もそうですが、全部積もってしまうのです。特にそうですけれども、こういったところに住んでいる方は、お年寄りの方の比率が高いと実感的に思っています。

なので、これから今年よく話題になったのは、要援護的な世帯だけではなくて、もう昨年よりもそれが増えてきている。この支援が必要になるグレーゾーンの皆さん、もうすぐにそうなるだろうというところの皆さんが増加している部分を、非常に心配しています。なので、そういう人たちは、ほかの人の手によって除雪しなければならないということになるでしょうから、当然アンカー等の問題があり、そうでなければ上に上がらせることができないという視点が、当然出てくるだろうと。もしくは、もうあるということも聞いておりますので、これらについてどういうふうやっていくのか。

しかし、我々はこの雪に生きてきて、屋根の上でアンカーをつけるということが、そう簡単な、実用の問題としては難しいということも十分分かっているのです、これらの改良等については、まだまだ研究、発展途上ではないかと私は思っています。しかしながら、こういう制度をきちんとやっていかなければならないという大きな問題があると思ひまして、まず先ほど言った啓蒙は当然であります、これは引き続きやり、加えて今の現実的な今日的課題が出ていると把握しているところであります。これらについては一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

分かりました。それでは同じく除雪中の事故防止ということで、住宅屋根の雪下ろしを行う際の安全確保、屋根からの転落防止について質問をいたします。今議会、梅沢議員も今回取り上げております。これは重要な問題として私は捉えております。これも先ほどお話をしたかも知れませんが、県の 19 人の死亡のうち、5 人がやはり雪下ろしの転落だということになっております。屋根雪除雪の安全帯着用が、この墜落制止用器具に厳格化されるという課題ですが、命綱固定アンカーは雪下ろし時の転落を防止するために、安全帯と命綱を固定する住宅に取り付ける設備のことです。実際には、ほとんどと言っていいほど雪下ろしを行わなければならない住宅及び公共施設を含むと思ひますが、設備がないのが現状ではないでしょうか。

魚沼市は 2015 年にいち早く、この設置に補助金を出したわけですが、なかなかやはり進ま

ないのです。15万円か20万円の、5万円ぐらい助成がでて。いまだかつて44件ぐらいの申込みしかない。恐らく今後、市長は南魚沼市も進めていきたいという大きな問題になると思います。

先ほど南魚沼市社会福祉協議会の募集するボランティアの雪猿のお話が出ました。やはりあそこの記載の中には、原則として安全带、命綱が使用可能な場合のみにしか屋根に上がらせられないボランティア。そういう課題がある中、このような現状の中で魚沼市と十日町市だけが今、対象になっているということでもあります。長岡市も前向きというような話を聞いておりますが、県内の市町村に対して雪下ろし中の転落防止につなげるものにも、積極的に補助制度をつくってほしいと呼びかけている中で、南魚沼市は進めているということによかったと思っております。

ちょっと2番目に行かせてもらいます。すみません。2番目のほうであります。今回この安全施設、アンカーの設置に市長も前向きということではありますが、この法の改正によって一番心配なのは、業者です。建設業、工務店と労働契約を行い、除雪を行うことで賃金をもらっている業者は、この制度に変更になったということで、先ほど市長の答弁があったように、非常に大変になってくると思います。事故を起こした場合も法的に罰せられてしまう。もう、会社の生命にも関わるような問題になってきます。例えば、市が委託して雪下ろしを行う住宅や施設等での命綱の固定箇所は、実際に市ではあるのでしょうか。アンカーを設置しているような、市が委託している箇所です。

○議 長 市長。

○市 長 1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

これはちょっと私の中で回答を用意していませんでした。ちょっと急に聞かれていますので、ちょっと準備不足だったと思っておりますが、今ほど副市長とちょっとあるかという話を——私はほとんどないと思っていたのですけれども、車庫棟にはあるという話をちょっと聞いています。これについてはちょっと全部分かりかねるので、担当者のほうに答えさせます。

〔「大体予測はつきますので。少しはあるということでもいいですよ」と叫ぶ者あり〕

○議 長 財政課長。

○財政課長 1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

今ほど市長が答弁したように、高い建物、特に車庫棟のところですね、ああいうところにあるのですが、ほかのところの建物については、ちょっと詳細まではつかんでいない部分があります。基本的にはそういった部分はないのではないかと考えています。今後またちょっと確認してみたいと思っております。

以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

やはりその部分が非常に今後、問題になると思います。業者は要は、車に乗っていてシートベルトはあるのに、挿し口がないということです。そういう場合に、いやそういうとこ

ろは上がりませんよということになれば、本当にこれからの次に迎える冬は困ったというものがあります。そういうところもあります。法が改正になって、労働基準監督署にちょっと伺った中では、やはり業者はそういう問題が出てくる。でも、個人の家もそうですかと言ったら、はっきりしたことは言いません。確かに個人の家までされてしまえば、どの家だってほとんど雪は掘れない、そういう状況になると思います。

そして、もう一つ問題なのは、建設業も従業員を抱えています、フルハーネスになったら労働安全衛生教育を受けさせなければならない。ということは、今まで普通に屋根を従業員がやっていたのが、それすらできなくなっていく。そういう心配がありますので、その辺はやはり行政としてしっかりと業者と対応しなければならないと思っています。

私は自分なりに考えも少しはあるのです。安全設備がなくても、屋根の反対側から長いロープを挿して片面だけはそれに止めることができる。そういうことをやれば高いお金を出さなくても——業者も恐らくいろいろなことを考えてくると思います。そういうことでこの2番目の質問については終わります。

消雪パイプ路線の水量不足の話に変わりたいと思います。平常時はさほど問題はないのですが、やはり今回のような緊急時に近いといえますか、そのときがどうしても厳しいのかと思っています。市民は緊急時も平常時も関係なく、雪が降ったときはやはり消雪パイプのところに水がなくて狭くなっていれば、子供たちが歩いたり、また車のすれ違いもできなかったり、そういうことが分からないわけです。市は道路も路線も1種、2種、3種と分けてやって、それすら市民は分からない。ただ、やはり普通の夏場に近い交通を確保していただきたいということを感じています。

先ほどの中の答弁で、指示がなければ実際には出ないのか、それとも除雪の企業体が機械除雪のところだけを点検パトロールをするのか。それとも除雪消雪パイプ路線は二の次なのか。市のほうではどういう指示をしているか再度聞きます。

○議 長 市長。

○市 長 1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

頼んでいろいろやってもらっているのを、私もいろいろな要望も受けますし、先ほどの話ではありませんがメールも来たり、いろいろな電話もかかってくるので、なるべく対応しているところです。全体としてどういうふうに進めているかについては、建設部長のほうから答えてもらいたいと思います。先ほどの答弁で足りない部分を付け加えさせていただきます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

除雪の事業者への委託につきましては、企業体のほうへ委託しておりますが、基本的には除雪路線を企業体のほうでパトロールして、除雪の出動の必要性を確認しております。消雪パイプ路線については、企業体のほうでは直接確認しておりませんので、担当職員のパトロール、あるいは行政区のほうからの要望で、拡幅の除雪作業をやってくれということで、企

業体のほうへ指示を出して、作業を行っているという状況になっております。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

分かりました。やはりこの部分が、私は非常に重要になると思うのです。除雪を請け負っている企業体につきましては、機械除雪が主体になるわけで、消雪パイプ路線については住民からの苦情が区長にあって、ようやく建設課が動く。そして、連絡網も順番にするのでなかなか対応が遅い。やはりこの辺を、市民の生活環境を守る大事な道路ですので、しっかりと整備していただきたいと思っております。

2 番目というか、人材、除雪の担い手の確保のほうに移らせていただきたいと思います。除雪の担い手、人材確保や除雪事故防止に積極的に取り組んでいる事例についてお話を少しさせてください。越後雪かき道場です。これは長岡が拠点ですが、NPO法人中越防災フロンティアが運営する、雪かきを学ぶことができ、しっかりとした技術と経験を持った安心して雪かきを任せられるボランティアを育成する目的で、2007年に設立しております。南魚沼市社会福祉協議会とも連携があったので、市の職員は分かる方がいると思います。活動内容は現在、長岡市を拠点に新潟県内外から訪れる除雪ボランティア等にかんじきの履き方、命綱の使い方を教えるとともに、ボランティアと地域住民との交流促進にも取り組んできております。

先日の新潟日報には越後雪かき道場の取組が、新潟県の地域活性化大賞に選ばれた記事が、ちょうど載っております。雪かき道場には初級、中級、上級の3つの段位があり、今までに1,700人が参加したそうです。レベルが上がれば行く行くは師範代として教える側の立場になることも可能だそうです。

初級コースはスコップやスノーダンプの使い方などの基礎を教わる。中級コースは初級コースを終了した方や雪国での除雪経験のある方を対象にされているそうです。主に屋根雪除雪に関する、先ほどから話題になっている命綱の使い方など技術を学んでおります。上級コースには除雪リーダーを目指し、チームを率いて安全に除雪作業を行うために、作業現場で除雪の段取りや命綱指導などを学びます。最後には筆記試験もあり、経験を積んでいけば師範代にもなれるというものだそうです。師範代に認定されて、のれん分けをしたところがあります。群馬県では実際にのれん分けをして、上州雪かき道場がスタートしていました。

この越後雪かき道場を調べておりましたら、南魚沼市大倉にも10名ほどのスタッフがいて、私もびっくりしたわけでありました。たまたまメンバーが分かって、知り合いがいたものでお話を聞いてみました。DVDもいただいて見せていただきました。ちょっと今は活動をやられていないようですが、2014年には1泊2日でボランティアを受け入れて、大倉集落での除雪の基礎部分の講習や、かんじきの履き方を教え、各戸の屋根から落ちた雪処理を行い、夜は地域の人たちと交流を行っていたそうです。

私はこのような南魚沼は雪掘り道場みたいな取組が、これから南魚沼全体ぐらいに必要ではないかと思っております。除雪の担い手、人材確保のまず5年後、10年後を見据えた中で、

除雪の事故防止にも一助になり重要になっていくと考えますが、市長はどのような考えを持っておられますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

この冬も大変多くのボランティアの皆さんに助けてもいただきました。深谷市のボランティアの皆さんは、少し新型コロナウイルス感染症のことで来られなかったということがありました。毎年助けてもらったりしています。

今ほど清塚議員がお話になっているNPOの皆さんですが、恐らく長岡技術科学大学の上村先生たちの活動ではないかと思うのです。実際はその上村教授、非常に私も仲よくさせていただいていますけれども、その方から市民向けの屋根の雪下ろし安全装備の体験講習会とかを県と共同で開催したりもしている。当然、人身事故の防止とかそういうことも含めて、様々にやってきている。そういうこともやっていますが、今ほど議員のご提案のように、これらを広げていったらどうだということもあるかもしれませんし、いろいろあるかもしれませんが。しかしながら、それが全て市内の——これは大変ちょっと嫌な言い方で申し訳ないのですが、そのことだけで市内の多くの課題を克服できるかということ、少しそれはなかなか難しいのではないかと私は思います。

なので、先ほどの答弁でもいたしました。ボランティア頼みという問題には、やはり大変ありがたいことでこれからもやってもらわなければいけないのですけれども、そこで解決できるという問題ではないと私は思います。なので、有償のきちんとした皆さんについて、これをいかに確保できるか。そのために、先ほど言ったアンカー、これは別にボランティアの皆さんもそうかと思いますが、基本的には業としての部分をきちんとやっていかないと、問題解決につながらないのではないかと。

大倉の事例も私もよく存じ上げております。いろいろな話も聞かせてもらっております。その後の交流会をやったりしていると思いますけれども、本来の意味で我々が過酷な大雪のときに、夜にそういう会をやっていられるようないとまがあるだろうかということも含めて、現実問題として我々は格闘して生きてきている地域人でありますので、その辺のところの観点から、いささかその部分だけで解決することは難しいのではないかと。ただ、非常にありがたいことである。

今回、塩沢中学校の野球部の子供たちは、雪猿に参加して本当に力を出して、お年寄りの世帯を除雪したという事例もある。下の雪処理ですけれども大変なパワーだったということでもあります。そういうことも含めて、ボランティアの皆さんに頼るところもありますが、両方合わせ技でいかなければ駄目であると思います。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 除雪対策の充実で市民の暮らしをどう守るか

大変私がすみません。ページがちょっと前後してしまいまして、2番とか3番がちょっと逆になって失礼いたしました。それでは4番については、除雪費の安定確保。この部分は非

常に重要であります。ぜひ、今年の大雪みたいなこの意気込みがあるうちに、夏になってしまえば忘れてしまいますので、安定確保に向けたまた努力をお願いしたいと思います。

2 市民バスの目指す姿は何か

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。大項目2点目に移ります。市民バスの目指す姿は何かということで、地域にとっての南魚沼市地域公共交通網形成計画が昨年策定されました。私も目を通して、様々な課題を捉えて分析されて、数字も押さえてすごいと思っております。公共交通、市民バスの地域課題や現状、問題点等を踏まえて、市が目指す将来都市像を実現する上で、持続可能な公共交通網のビジョン、目標及び施策が示されたとは思っております。

市長の目指す姿の概要を聞きたいという中で、特にこの部分が私は大事ではないかと思ひまして、1点目であります。利用者数、収益率も低い。地域を巻き込んだ運行見直しや利用促進をどのように進めていくかという質問をいたします。資料2に平成30年度の市民バス収支報告状況を市のウェブサイトのほうから写して記載させていただきました。本当にこれは市民からも見ていただきたいという数字だと思っております。1点目について質問いたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民バスの目指す姿は何か

それでは、清塚議員の大項目2つ目の市民バスの目指す姿、まず1点目のところだけお答えします。利用者数、収益率も低いということで、地域を巻き込んだ運行見直し、利用促進をどうやって進めるかということですが、市民バスは交通手段を持たない方の日常の買い物、通院の足として、公共交通の空白地帯に対して解消を目的に運行しているということであり、平成27年に出発しているという問題であります。

現在、全13コースの乗車人数の合計は、年間約4万5,000人ということであり、市民バスの収益率を上げるため、利用人数の増加を図ることは重要であると考えています。市では、昨年度策定しました、今ほど議員からもお話のあった地域公共交通網形成計画に基づきまして、市民バスの利用促進の取組として、現在、各コースについていわゆるPDCAサイクルを回しながら、検証を行いながら、利用しやすい市民バスを目指して運行を行っています。今後もいろいろなニーズを把握する。そして、ダイヤの調整、特に市民からの要望の多いバス停の変更、増設、こういったことにつきましても、改善を図ってまいりたいと考えます。

今回ちょっとよかったと思うのは、駅への市民バスの乗り入れがようやく実現しました。このこと1つでも、実は大変ないろいろな課題があるわけであり、地域の実情については、地域の方が一番承知していると考えていますので、地域が主体となって公共交通の見直しを行うことにより、と思っております。加えて、いろいろな議論の中で今出てきている地域づくり協議会、こういった範囲の中で、市民バスではなかなか補完し得ない様々な、本当はドア・ツー・ドアがいいわけですがけれども、そうかといって市民バスをそういう巡らせ方は

できませんので、これらのところを一体どうやってやるのであるか。

これについて、自分としては思い描くところもありますが、なかなかそれを形としてまだ具体的にこうだということはできませんが、できましたならば、これから医療の推進のそういう事業の中で、今日も午前中に多分答弁していると思いますが、そういう1つのモデルの地区でそういったことを取り組めないかということも含めて、やはり歩み出してみることにここが非常に大事だと思います。

100の議論よりもまずは実行の一步、ここが非常に大事だと思います。これまで何回こういう議論を繰り返してきたか。しかし、前になかなか出ない。課題は当然分かっていますが、さればこそその一步をやはりやってみようという気持ちで、自分としてはそういう強い思いを持っておりませんが、いかがかと思っております。

以上です。

○議 長 ここで、皆様をお願いいたします。本日の会議時間は、質問順位5番までとしたいのであらかじめ延長いたします。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 市民バスの目指す姿は何か

確かにこれだけのまとめられたものを市長に、目指す姿は一言では尽くせないと思います。地域の要望とか考えとかみんなバラバラになっております。一番やはりここで私が言いたいのは、地域を巻き込んだという部分。実情とかが一番分かるので、その意見を積極的に反映していただきたいと思っております。路線内であれば、バス停の変更とか可能だという話も聞いておりますが、ちょっと路線が逸脱するともう3か月、運輸局というかもう役所の行政の固さ、これが非常に私はこの市民バスが引っかかると思っております。

もう一度、この地域、地域づくりという話も出ましたが、今年、新年度、令和3年度については、市長はどのようにこの辺を取り入れていかれるか。大分、まちづくりとか地域づくりに市長は思いがあるようでありますので、その部分を聞きたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民バスの目指す姿は何か

やはりよく皆さんこのことを話すと、行政の固さとかそういうことを言われます。今も議員も言われました。そういうことだけではないのです。決まりがちゃんとある。やれることと、やれないことがあるのです。その中を縫って今、市民バスをやっているということもぜひともご理解いただきたい。ちゃんと公共交通の事業者もいるのです。その中で、市として空白地帯に対してしかやれない。そういう制約の中でやっているということ、まずはご理解を賜りたい。この議論をいくらやっても、はっきり言ってなかなか難しいです。

なので、それらを含めて、ではどうするかというところで、どういうことができるかということについては思いをいろいろ考えていますが、先ほどの地域公共交通網形成計画までつくって、私がここで思いだけを語っても、それはいささかおかしな話であります。

先ほど言った大づかみなことですが、しかしその地域公共交通網形成計画だけで把握しき

れない様々な事象も今起きてきているということも含めて、今後いろいろ考えてみたいということなので、少しこれ以上の答弁はちょっと、私としては申し上げにくいと思いますのでよろしくお願いします。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 市民バスの目指す姿は何か

分かりました。最後になります、この2番、対象エリアの栃窪・岩之下コース、そして後山・辻又コース、これが地域の実態に即した、スムーズに移動できる新たな交通サービスの実証事業を今回行うということが記載されていました。私はここが市民バスの今後の中の次につながるステップになるのかなと思って、今回、質問をさせていただきました。

後山・辻又コース、栃窪・岩之下、この収益率とかを見ても本当に低い。でも、そこに代えられない高齢者や足のない人たちのために、この市民バスがあるわけであります。この部分で一番この実証実験に入りやすい地区だと思います。軒数的にも合わせても60軒とかそういう程度の集落で実証実験を行うわけで、その概要と市長の期待をお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民バスの目指す姿は何か

2つ目のご質問にお答えしたいと思います。先ほど言った地域公共交通網形成計画の中で実証実験として今のお話のとおり、これを新たな交通サービスの導入の検討を掲げています。その中で、特に今ほどお話いただいた栃窪・岩之下コース、後山・辻又コース、ここを検討エリアとして示しています。

ここで一体どういうふうにできるかということですが、例えばタクシーを利活用したような場合には、ドア・ツー・ドアで本当に利用者には優しい移動方法が提供できる。これはメリットですね。しかし、逆に考えると、運行費用が高額になる。さらには需要が多い時間には必ずしも希望どおりの配車ができないのではないかと、本当に表裏一体いろいろなことがあります。こういった様々なそういう公共サービスの性質を理解した上で、一体どういうことができるかということになるかと思っています。

今回の実証実験のスケジュールについては、計画では令和4年、2022年から段階的に進めるという予定が書かれているかと思いますが、実は昨年7月から辻又・後山コースについてだけ申し上げますが、十日町市内から直接、魚沼基幹病院へ乗り入れるバスの創設に向けた協議の申入れが市長から来ています。これについて今検討しておりまして、この再編についてはそういう中でも考えていきたい。なので、実証実験という考え方で、我々は進もうと言っていたところに、十日町市からのそういう協議の申入れもあるということで、この辺のところやっていきたい。特に清塚議員は、後山・辻又地区についてはいろいろなことも要望も聞いているでしょうし、様々、心を砕いておられるかと思っていますので、そういう状況であります。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 市民バスの目指す姿は何か

栃窪・岩之下、後山・辻又コースの市民バス、現状では往復2便かな。合わせて4便という形になる。非常にやはり不便だという話を聞いております。こういう本当に過疎なところに、実証実験でこれが定着するように期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議 長 以上で、清塚武敏君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を5時15分といたします。

[午後5時01分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後5時15分]

○議 長 質問順位5番、議席番号5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 発言を許されましたので一般質問、皆さんお疲れのところ5時過ぎからの一般質問ということで、早く終わるようにというプレッシャーを感じながら、始めさせていただきます。用意した中身もありますので、お付き合いをお願いしたいと思います。今回は大項目2点の質問となります。

1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

まず、最初の項目、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。国内でもワクチン接種が始まりましたが、接種時期については定かではありません。ワクチン頼みではなく、感染対策をおろそかにしてはいけないと思います。新潟県もクラスター発生も各地であり、感染は収束せず、警報も解除できない状況にあります。住民の命を守り、経済を回すためにも、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行うことが、市政の重要課題であると考えます。

そこで(1)PCR検査を抜本的に拡充すべきではないか伺います。2月2日の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、緊急事態宣言下での対策の徹底、強化についての提言を行い、高齢者施設における検査とりわけ従業者に対する検査の重要性、福祉施設及び医療機関における感染拡大を阻止する取組が必要であると提起しました。これを受け、厚生労働省は2月4日に高齢者施設等に対する検査の徹底を行うよう通知を出しました。緊急事態宣言が延長された10都府県では、3月末までの集中的検査の実施計画が要請され、策定済みとのことです。

厚生労働省は緊急事態宣言以外の道府県に対しても、高齢者施設や医療機関での検査を積極的に行うよう要請しています。日本共産党は感染拡大の早い時期から無症状の感染者も含めた検査体制の確立が必要と一貫してPCR検査などの抜本的拡充を求めてきました。今回の通知は、政府が検査は必要と認めたものであり、前進だと受け止めています。

そこで、①専門家の提言を踏まえた厚生労働省通知に沿い、南魚沼市も高齢者施設、医療機関での職員も含めた積極的な検査に踏み出すべきではないか伺います。

②検査を行うに際して課題となるのは自治体の負担があることである。社会的検査の重要性を認めているのなら、国が全額負担するよう求めるべきだと思うが、見解を伺います。

続いて、(2)新型コロナウイルス感染症による医療機関の減収支援と医療対策について

伺います。新型コロナウイルス感染症の影響で、全国的に多くの医療機関が感染拡大防止対策に経費がかかっている上、大幅減収で苦勞しています。地域の医療体制を守るためにも、医療機関への財政的な下支えがどうしても欠かせないものだと考えています。

①令和2年度の市民病院の純損失が拡大した要因は、新型コロナウイルス感染症による減収ではないのか。2月2日の社会厚生委員会の資料を読ませていただきましたが、コロナ禍で市民病院事業の当該年度純損益について、令和2年度はマイナス8億3,836万円で、令和元年度に比べて5億2,500万円損失が膨らんでいます。計画どおりなら繰入金が入れば収支がとんとんだったのがそうになっていないと述べています。令和2年度の落ち込みが大きいことが強調されていますが、その要因をどのように認識しているか伺いたい。

私は新型コロナウイルス感染症による患者減少が最も大きい要因だと考えています。厚生労働省は2月4日、最近の医療費の動向、2020年9月号をまとめました。それによると、令和2年度4月から9月の概算医療費は、20兆5,000億円で前年同期に比べて1兆1,000億円、5.2%減少しました。年度を通せば、今年度の医療費は昨年度に比べ2兆円以上減少するのではないかと思います。この資料によれば、公的病院の1施設当たりの医療費の伸びは、前年同期比マイナス7.1%で大きく落ち込んでいます。市民病院の損失が大きい要因も、全国同様、新型コロナウイルス感染症の影響だと考えるが、市長の認識はどうか伺います。

②厚生労働省のデータで分かるように、全国的に医療総額が落ちています。診療科で見れば、特に小児科や耳鼻科の落ち込みが大きいです。医療機関が減収で困難になっている中、地域医療を守るためには医療機関への減収補填が欠かせないのではないのでしょうか。病院独自の努力で解決する問題ではないと考えるが、どうお考えでしょうか。市民病院も含めて医療機関への減収補填が必要だと国に求めていくべきではないのでしょうか。市長の考えを伺います。

③同じく2月2日の社会厚生委員会資料で、市民病院新公立病院改革プランがありますが、令和元年度の実績を見れば、手術件数が伸び、訪問看護延べ件数が伸び、病床稼働率は83.7%となっており、実績を見ても頑張っていると思います。市民病院経営改善タスクフォースの議論では、市民病院が市民の健康や命を守るためにどういう役割を果たすのかをまずしっかり議論してもらいたい。病院の経営効率優先の話にならないようにということを指摘しておきたい。市長の考えを伺います。

続いて、(3)新型コロナウイルス感染症に伴う市民の苦難軽減策についてです。新型コロナウイルス感染症により、雇用環境も悪化しています。市民の負担軽減に向け、市として取り組んでいただきたい。その立場から何点か伺います。

①国民健康保険税の軽減について。生活が困窮している人にとって、国民健康保険税の負担が重くのしかかっています。新年度は国民健康保険税の税率は据え置くことになっていますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、この間の医療費は抑制されています。国保の黒字が想定されますが、基金に積み上げるのではなく、国民健康保険税の軽減に回すべきではないでしょうか。

また、国は全国知事会や全国市長会の度重なる要望を受けて、ようやく国民健康保険税の未就学児の均等割を2分の1、国費で負担する方針を打ち出しました。2022年度から導入予定となっていますが、市として一足早く踏み出し、人头割で負担が重くなる国民健康保険税の軽減に努めるべきではないでしょうか。子育て支援としても位置づけて行くべきであると考え、市長の見解を伺います。

次、②就学援助についてです。就学援助制度は所得の少ない保護者にとって大変助かる制度であります。南魚沼市の就学援助制度が市民にとってさらに使いやすく有効な制度となるよう、取組をしていただきたいと思います。そこで、援助の対象項目は、多くの市がクラブ活動、生徒会費、PTA会費、通学費も対象にしています。南魚沼市でも拡充すべきだと考えますがいかがでしょうか。

もう一点、就学援助の認定率が低い点です。少し古い資料ですが、平成28年の新潟県全体の認定率は18.2%ですが、南魚沼市は9.7%となっています。南魚沼市の所得水準が高いとは思われませんが、保護者への周知に問題がないと考えているか伺います。

次に③です。生活保護の扶養照会についてです。菅首相は新型コロナウイルス感染症で困窮している人の支援策も示さず、最終的には生活保護があると国会答弁をしました。生活保護申請には高い壁があるのが現状です。日本では生活保護が必要な世帯の2割しか利用できていないと言われています。壁になっているのが親や配偶者だけでなく、兄弟や孫などの親族に対して援助できないかを問い合わせる扶養照会であります。厚生労働省は昨年12月から生活保護の申請は国民の権利ですとホームページにアップし、1月27日の参議院で我が党の小池晃議員の質問に、扶養照会は義務でないとして田村厚生労働大臣が答弁しています。南魚沼市も生活保護の相談に訪れた人に対し、生活保護の申請は国民の権利であることや扶養照会は義務でないことをしっかり伝えるべきであるが、どのような運用をしているかを伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、中沢道夫議員のご質問に答えてまいります。

1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

最初に新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、項目が多いのでちょっとお時間をいただきますのでよろしくお願いいたします。

まずは、高齢者施設それから医療機関の職員を含めた積極的な検査の問題です。現在の県内における1日のPCR検査の可能数は、1,200件となっております。PCR検査は、検体採取した瞬間の、そのときの陰性・陽性を判断するもので、ご存じのように持続的な陰性を証明するというものではありません。

現状としては、全国的に流行の波が落ち着かない中で、最も検査が必要な対象というのは次の順番だと思うのです。まず、1つ目は有症、症状がある、そういう方。そして、次に感染者の濃厚接触とみなされている方、次に検査が必要と判断された感染者の接触者、いろいろ

ちょっと使い分けがあります。言葉にも、と思います。濃厚接触者以外の接触者については、かなり広範囲に行政検査が行われている現状があるとも認識しています。限られた検査可能数を有効に活用するという、そういう観点からすると、症状のない集団にPCR検査をするということは、必要な方の検査結果の遅延などにもつながりかねないと、そういう懸念もあるのではないかと思います。

しかしながらですが、感染の可能性が否定できない地域への出張をされたとか、県外からの来訪者と例えば接触する機会があったとか。また、高齢者施設での感染防止のために、新たに高齢者施設へ入所する際など、市がPCR検査費用の助成を行うということで、南魚沼市の場合は事業所や地域あるいは高齢者施設内での感染拡大への不安軽減を図っていると思っています。現在は、この制度の範囲内で検査を行うことにとどめたいと考えております。

2つ目の国が全額負担するように求めるべきだと思うと。現在は市の補助制度では、従業員の方々のリスク管理こういうのを支援するための助成は8,000円、約半額の4,000円。それから高齢者施設へ入所する際のPCR検査については、本人負担額2,000円をいただきますが、そういう形で実施していると。

今後の感染者の発生とか、それから増加の傾向こういったものを見定めた中で、検査費用の負担について国へ要望していく必要があればしていきたいと考えております。

加えて2番目のご質問の中の医療機関の減収支援、新型コロナウイルス感染症のためにということではありますが、まず①の令和2年度の市民病院の純損失が拡大した要因が、新型コロナウイルス感染症、これによる減収ではないのかということ、見解はということであり

ます。市民病院に係る純損失については、令和3年度の病院事業会計の当初予算の大綱質疑の答弁でも申し上げましたとおりですが、病院事業経営における構造的な問題、これはあると。そして、さらには新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少、これはそのとおりだと捉えています。令和2年度における市民病院の純損失拡大につきましては、それらによる減収が大きく影響しているものと認識しています。それゆえ、現在、医療対策推進本部、タスクフォースなどを立ち上げまして、改善を図っていくとしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2つ目の課題であります。ご質問の病院独自の努力で解決できる問題ではないと考えるかどうかということでもあります。国に減収補填を求めるべきではないかということでもあります。

この感染症による減収については、中沢議員のご意見のとおり市立病院独自で解決する問題ではないと考えています。感染症にかかることについてはです。新潟県市長会では、昨年の6月に、また、加えてコロナ禍から地域医療を守る北信越市長連盟もあります、昨年11月。これらで国の関係機関に対しまして、それぞれ医療機関に対する支援について要望活動を行っているところであります。そういう認識であります。

国による減収補填については、これまでも国において新型コロナウイルス感染症に対応するための各種の補助金というのがありまして、このたびの補正予算で対応させてもいただ

いております。また、国では新たな資金不足額の発生に際しましては、新型コロナウイルス感染症に係る特別減収対策企業債、これによる資金手当措置を講じるということでありまして、状況によりましては、この特別減収対策企業債の活用も視野に入れながら運営していく必要があると考えています。

3つ目のところであります。医療対策推進本部では、市民病院がということでありまして、市民の健康や命を守るためにどういう役割を果たすのか議論してもらいたい。また、病院の効率優先の話にならないようにということを指摘したい。見解はということでありまして、

中沢議員がご心配されている、病院の効率優先というものの趣旨が私は少し分かりかねておりますが、あまり明確ではないご質問かと思っております。医療対策推進本部では市民の健康や命をないがしろにするような病院の効率優先、そんな話は一言も、また一切出ておりませんのでご承知おきをいただきたいと思います。私の口からも出ておりません。

病院事業の経営としては、収益につながらなくても必要な医療を提供するという公立病院の役割、これは私こういうことに触れたこともあると思っております。これもあるのです。しかし、企業として経済性を発揮して、自らの経営による収入をもってサービスを提供しなければならない独立採算の原則という、こういう問題もあります。この2つは相反する面も生まれることもあるわけです。この相反する経営課題をクリアしなければならない難しさはありますけれども、地域の医療需要に応じて市民のそういう部分も守っているわけでありまして、こういった観点から公立病院としての役割を果たすように議論をしなければならないと考えております。

3つ目のご質問であります。市民の苦難軽減施策であります。1番目の国民健康保険税の問題です。子供の均等割廃止を決断すべきではないかということですが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少した被保険者等に対しては、国民健康保険税の減免、軽減を行っているところであります。その全額について国からの財政支援を受けられることになっております。減免の実績について申し上げますと、1月末までに219件です。金額にしますと約2,194万円であります。今回の財政支援は、令和2年度分については3月末までに納期限が到来するものが対象とされていまして、令和3年度以降については現在、国において検討中ということですが、

国民健康保険税の軽減については、今後も国の支援制度を活用した中で実施したい。することとしまして、市独自で実施するという予定はございませんので、どうかご理解を賜りたいと思っております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う多方面への影響、国民健康保険税の減収に直結するものでやはりありまして、大変憂慮しております。受益者である被保険者の負担の範囲で歳入歳出を完結させなければいけないという保険財政の基本、ここを踏まえまして、財政維持のためには保険税率の見直しも検討しなければならないそういう状況であることも、ぜひともご理解をいただきたいと思います。これは今議会でもいろいろなところで話をしているところです。

子供の均等割の廃止につきましては、平成30年12月議会、また令和元年12月議会でも同

様のご質問を議員からいただいておりますが、特に保険財政における子育て世帯への負担軽減は、やはり国で取り組むべき施策であるという考えに私としては変わりありません。市独自で実施する予定はございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

その中で、今般、健康保険法の一部改正案の内容が示されまして、子ども・子育て世代の拡充、そういう支援拡充として、令和4年度から就学前の子供に対する均等割額を減額し、減額相当額を公費で支援する制度が創設される見込みであります。

いずれにしましても、国において全世代対応型の社会保障制度のやはり確立というか、構築に向けて様々な議論がされている現在のところでありまして、子供の均等割軽減の公費負担制度の創設と同様に、必要な支援策については引き続き私の立場からも、全国市長会等できちんと国に要望してまいりたいと考えているところでありますので、よろしく願いしたいと思います。

次の就学援助制度の2つ目のご質問につきましては、教育長から答弁してもらいたいと思っていますので、少し前に飛ばさせていただきます。お許しいただきたいと思います。

3つ目の生活保護申請の際に扶養照会、この高い壁の問題。今のコロナ禍におきまして、生活保護を受けられる可能性のある方が、生活保護の申請自体を諦めてしまうことがないように、そういうことがないように申請を諦めてしまうことのないように、国から生活保護の申請権、その権利を侵害しないこと。そして、生活保護制度の弾力的な運用を行うこと、これら扶養照会についても適切な対応を徹底することについて通知が発出されています、私どもに。南魚沼市についてもこの通知の遵守を徹底しているところであります。

こうした状況を受けまして、南魚沼市においては扶養義務について相談者に趣旨と照会内容を説明して、実際に保護申請に至った場合については、ご本人の同意の上で扶養照会を行うという運用に努めているということでもありますのでよろしくお願いします。

しかし、経済的に明らかに困窮している、また極めて緊急性が高いと思われる相談者の中にも、扶養照会等に抵抗を感じて生活保護申請に至らないという相談者もこれは実際におられるということから、このような場合には保護申請時の扶養照会または資産活用などの要件について、この現況下、一時的に保留して、弾力的な運用が可能であるということも私どものほうから説明をさせていただいて、申請するように説得するというところもあるということですのでよろしくお願いします。

それでも保護申請に踏み切れないという方については、住宅確保の給付金の支給の可能性があります。それから社会福祉協議会の緊急小口貸付の制度。そのご本人の同意があれば、社会福祉協議会のくらしのサポートセンターみなみ、これらにつなげるということも含めて、連携した支援を行っているということでございます。

さらにですが、ちょっと長くなって申し訳ない。コロナ禍における生活保護の扶養照会の範囲や方法の見直しを求める機運の高まり、こういったものを受けまして、2月26日付で、つい最近であります、厚生労働省から扶養照会に関する新たな通知が発出されてきました。扶養照会範囲の一部緩和、柔軟な対応を行うことについての確認が主な内容で、大きな変更

点ではなかなかございませんが、新たな通知をもとに可能な限り、相談者に寄り添った柔軟な運用を行い、経済的に困窮する市民の危機に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 教育長。

○教育長 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

それでは、中沢議員のご質問（3）の②就学援助制度を使いやすくなるよう、また援助項目も拡充すべきだが見解を伺うという点につきまして、私からお答えいたします。

就学援助制度につきましては、学校を通じて全ての保護者へ案内文書をお渡しし、制度の内容を周知するとともに、申込みを受け付けております。制度の周知不足により申請が行われないということがないように、丁寧の説明を心がけているところであります。

また、就学援助制度の認定は、前年の所得により判定を行っています。このため、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急激に減少し、生活が困窮しているにも関わらず、前年の所得が基準以上の場合、就学援助制度の対象にならない事態が想定されました。そこで、これに対応するため、令和2年度においては現年分の収入状況を申告いただき、その申告に基づいて年間の所得を推計して、基準に合致する場合は就学援助制度の対象とする対応を行ったところでございます。

また、年度内の収入が急減した月まで遡って援助することとして、ご家庭の実情に応じた配慮を行ってまいりました。

この対応により9名の申請があり、うち2名が就学援助制度の対象として認定しています。依然として令和3年度も新型コロナウイルス感染症による家計への影響が見込まれるところから、引き続き同様の対策を行う予定としているところでございます。

就学援助項目の拡充についてでございますが、県内市町村の動向を注視しながら追加の検討を随時行ってまいります。南魚沼市におきましては、令和3年度、GIGAスクール構想により児童生徒に配付するタブレットを家庭での学習に利用する場合、必要となる通信費について、一定の基準を設けて項目を追加するという予定でございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

丁寧なご答弁ありがとうございました。では、順番に必要な部分の再質問をさせていただきたいと思っております。最初のPCR検査の件ですが、ここはあまり感染拡大がないということもあって必要ないというお話ですが、ここでワクチン接種が全国的には始まってきてはいますが、それについてこの感染拡大との関係で市長はワクチン接種をどのように受け止めているか伺いたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

私の答弁でいいのですよね。どういうふうを受け止めているか。この過程なしに明るきに

転じる方法はないと私は思います。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

確かにワクチンはこれから期待されるところでありますが、専門家の中でもワクチンは万能ではないと。これまで持っていたカードに新たに加わったカードで、全てのカードを有効に使わないと新型コロナウイルスには勝てないと言っています。ワクチンは感染収束への有力な手段ですが、未知の問題を多く抱えています。厚生労働省もワクチンによる発症予防効果は臨床実験で確認されたが、感染予防効果については明らかになっていないとしています。ワクチンの効果が長期間にわたって続くかどうかも分かっていません。ワクチン接種が始まって社会全体での効果が確認されるには、かなりの時間がかかるというのが専門家の一致した指摘です。

新型コロナウイルスの特徴は、症状のない感染者から感染が広がることです。これを抑え込むには、広く社会的検査を行って、無症状の感染者を洗い出し、隔離保護するしかないと言われています。感染が広がりそうなきには、いつでも大規模な検査ができる体制を取っておくことが必要ではないかと思いますが、改めてその点、再度伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

南魚沼市の議会における一般質問でありますので、少し私の答弁がふさわしいかということもあるのだけれど。ではちょっと担当している外山副市長のほうから答えてもらうことにします。いろいろな言いたいことはありますけれども、言ってもしょうがないという感じがあります。私がここで答えても、しょうがないのではないかと思うことがいっぱいある。いっぱい、いろいろな見方があるわけだから。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

今、市長がお答えしましたように、業者の方であるとか、それから高齢者施設に入所される方について、南魚沼市として政策的なPCR検査の枠組みはつくっているわけです。仮にクラスターになった場合、県では1日1,200件の検査が可能に今年からなっておりまして、そういった意味で新型コロナウイルス感染症というのは広域的に知事の仕事ですけれども、そういうところとよく連携しながらやっていけば大丈夫ではないかと思っております。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

分かりました。ぜひ感染拡大が広がらないように、そういう事態になったときには対応できるようにお願いしたいと思います。②については、積極的に働きかけていくということで、ぜひそういう形でお願いしたいと思います。

あと、(2)の減収の要因ですが、当然、構造的な問題が私も全くないと言うつもりはありませんが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響が一番大きいと捉えておられるというこ

ってといたしますか、改善を図っていくことなしに、なかなか減収があったからでは、一般会計から全部基準外も含め出せばいいのではないかという論は、結局、血税を、ほかの行政に差し向けるべき血税を、では回せるかという議論であります。それで病院が倒れてはしようがないというか元も子もないので、その辺はきっちり見ていかなければいけないと思います。まずは、そういうところで頑張ってもらいたいというのが私の正直な気持ちでございます。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

分かりました。国への要望等もぜひやっていっていただきたいと思います。大事な市民病院です。

では次の③のほうに移りますが、効率優先にはなっていないという市長のお話ですので、まずやはり市民の健康、命を守る。それを第一義的に掲げて論議していただきたいと思ひますし、午前中の論議でもいろいろありましたので、この辺は先に進ませていただきたいと思ひます。

市民の苦難軽減です。私も一貫して国民健康保険税の引下げ、あるいは子供の均等割をなくせということをお願い、主張してきていますが、今回もなかなかできそうもないということでもあります。やはり新型コロナウイルス感染症のもとで売上げが落ち込んでいる国民健康保険加入者というのは、本当に大変な思いをしながら商売を続けて、自営業者とか多いわけですが続けています。ですので、ぜひその辺、積極的に今後も減免等を行っていくようにお願いしたいと思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

すみません。先ほど答えた以上の答弁はございません。気持ちは分かるところは当然ありますが、がために、先ほど国のほうでもいろいろな向きの話が出てきているということも含めて、加えてご説明申し上げたと思ひています。その旨で答弁が変わることはございませんのでよろしくお願ひします。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

分かりました。では、次の就学援助についてお伺いをいたします。先ほどの答弁で検討もされていくということで、ぜひこの辺、拡充もしていただきたいと思ひます。

あと、先ほど私、通告の中に具体的に書いてなかったのですが、南魚沼市が、これは平成28年の資料ですが、認定率が県の平均と比べても大分低いと。県が18.2%、南魚沼市が9.7%となっています。最近はもっと上がっているのかもしれませんが、その辺の要因についてどういうふうに捉えておられるのか、もしあったら教えていただきたいですし、あと保護者への周知も当然重要ですが、県内の自治体では就学援助の希望のあるなしに関わらず、全児童生徒にこの申請書の提出を求めている自治体が県内に4つあります。具体的には新発田市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、当然これらの自治体では南魚沼市よりも高い認定率になってい

ます。こうした取扱いも検討していく必要があるのではないかと私は思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

この点につきましては、教育部のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

2点かと思えます。認定率の低さの原因、あるいは保護者への周知という点かと思えますが、認定率の低さの根本的な原因は分かりません。ただ、県内は新潟市の認定率が突出しています。これは令和元年の数値ですけれども、私ども確かに低いのですが、魚沼市さんも小学生は9.51%、中学生で12.41%ということで、あまり大差がないというふうには感じております。これは周知方法の話とかぶるのですけれども、私どもは新しく小学校1年生になる方につきましては、就学時検診のときにまずはお知らせをさせていただいております。そのあと、3月ぐらいには学校の体験入学があるわけですけれども、そのときには事前に入学用品、こちらの支援はしますよということで、重ねて制度の周知をしているところでございます。

また、小学校2学年以上の義務教育の児童生徒につきましては、毎年欠かさず全員にこの制度の周知を、保護者にも含めてしているところでございまして、周知不足ということはないのかとされているところでございます。ただ、今、議員が後段でおっしゃった全員から申込書を受け付けているというところもございしますが、私どものほうは希望する方から申込書を受け付けているという状況でございまして、全員から申込書を受け付けているのは、恐らく県内でも4市町村ぐらいしかなかったのではないかと思います。全員の個人情報を見るといっても、なかなか個人情報の関係もありますので、周知をよくした上で認定されるかどうか分からないけれども、申請するという状況をつくってまいりたいと思っております。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染症への対応について伺う

分かりました。なかなか全員は難しいという話なので、周知をぜひお願いしたいと思えます。時間がないので、生活保護の扶養照会ですが、私も先ほど市長が触れた2月26日の厚生労働省の事務連絡ですね、それがありますが、やはりさらに柔軟に対応ということで言われていますので、ぜひその辺を徹底してなかなか補正予算などでも実際に使う人が——予算を削ってもいいみたいなのが出ているわけで、本当に困った人が救えないようなことがないように、ぜひお願いしたいと思えます。

2 高齢者の医療圏域外及び県外への流出について伺う

ちょっと時間がないので、大項目の2つ目に移らせていただきます。先ほど医療の関係の中で一緒に質問しようと思ったのですが、新型コロナウイルス感染症と関係がないということでもう一つ項目を出させてもらいました。

今、医療対策推進本部で議論が始まっているわけですが、新公立病院改革プランにも、第8期介護保険事業計画にも、南魚沼市の高齢者が医療圏域外や県外に流出している状況——好きで行っているわけではなくて行かざるを得ない状況ですが、そのことが全く書かれていないと思います。住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりをしようというのであれば、その課題をどうするのか施策を示すことが必要ではないでしょうか。その検討はどこで行うのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の医療圏域外及び県外への流出について伺う

それでは、大項目2つ目の高齢者の医療圏域外また県外の流出のことで。なるべく手短かに言いますが、市外の介護施設への入所状況をまず申し上げます。令和2年12月末現在で154人。施設の種別としては、特別養護老人ホーム44人、介護療養型医療施設また介護医療院に21人、介護老人保健施設に20人、特定施設入所者生活介護で69人となっています。

市外の特別養護老人ホームの利用者44人のうち、33の方がゆのさと園に入所しています。逆に市外からの利用者も25人程度が入所しております。また、特定施設入所者生活介護のうち、群馬県の介護付き有料老人ホームの利用者が52人。そのうち特別養護老人ホームの申込み希望者は10人となっております、必ずしも皆さんが特養待機者というわけではございません。

県内のほかの市町村の状況を見ましても、流入や流出というのはやはり一定程度ありまして、入所のタイミングまたは介護度、医療的ケアの必要性などの個々の状況にあわせて入所調整しながら、限りあるそういう資源の中で調整を図っている状況です。

今後、将来的には高齢者人口も減少に転じる傾向になっておりまして、第8期介護保険事業計画策定時点の推計では、令和12年には第1号被保険者数は減少の見込みとなっております。ここ数年、特別養護老人ホームの待機者も減少傾向にあるということ、第8期計画期間に認知症グループホームを18床増床する計画になっていること、また新規施設開設には多くの人材確保が必要なこと、様々重なりますが、これらの整備には保険料に大きく影響してくるという観点から、慎重に判断していく必要があると思っております。いろいろな意味で多くの意見、特に市の高齢者福祉・介護保険事業計画検討委員会等の中でのご意見、ご助言をいただきながら進めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 高齢者の医療圏域外及び県外への流出について伺う

検討委員会の中で検討もすると。ただ、なかなか現実には厳しいというお話ではないかと思いますが、私は平成28年4月1日のデータとして県が公表している特別養護老人ホーム入所申込者状況調査というのがありまして、その時点ですが市内に先ほどお話もありました、特別養護老人ホームの待機者が441人で、そのうち167人が在宅者となっていました。

そこで福祉保健部のほうにお願いして、最新の数字を教えてくださいました。平成31年4

月1日が最新とのことでしたが、待機者は376名でそのうち在宅者は154名でした。平成28年からは少し減ってはいますが、大変な人数だと思います。早急な手立てが必要だと思いましたが、改めてこうした現状をどのように捉えているのか再度、伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の医療圏域外及び県外への流出について伺う

大変な状況だと捉えていますが、先ほど答弁したとおり、いろいろな複雑な要件が相重なっているところがあります。しかし、これでいいわけではないと思っているので、できるだけ市内で、在宅という方向性は変わっていかないと思うのですが、市外や特に県外に行ってもやはり最後をずっといるということの状況は、やはり改善していかなければならないという思いであります。必要なところは、福祉保健部長から答えてもらうことにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 高齢者の医療圏域外及び県外への流出について伺う

今ほど議員のほうからも数字的なもののお話がありました。それらにつきましても、実際は若干ずつ減ってきています。ただ、それを全て解決するためには、市長が答弁したとおり、いろいろな問題を解決していかなければならないところがあります。今私どもが一番心を痛めているのは、介護施設を整備するという部分と、人材確保を同時に図っていかなければならないという点にあります。第8期介護保険事業計画の中では、施設整備というよりも介護の人材を確保して、絶対的な介護人材を増やしていくということが重要になってくると考えておきまして、その後、今後の待機者解消のための施設整備そういったものを検討していきたいと考えているところです。そのため、来年度から介護人材確保緊急5か年計画というものを取り入れているという状況でございます。

以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 高齢者の医療圏域外及び県外への流出について伺う

私もその点、ちょっと聞こうかと思っていたのですが、介護人材確保緊急5か年計画、来年度予算に一応1,800万円という予算になっていますが、これでどの程度増やせると考えているのかちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の医療圏域外及び県外への流出について伺う

この点につきましても、担当部のほうから必要があれば答えますのでよろしく申し上げます。

すみません。その前に、不足している数というのは分かっております。アンケート調査等ということで。それになるべく、ということだと思いますが、担当から答えさせます。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 2 高齢者の医療圏域外及び県外への流出について伺う

私どもが昨年の4月に介護人材の実態調査を行いまして、これはウェブサイトにも公表は

しているのですけれども、事業所のほうにどのくらい人材が不足しているかということで確認調査をしたところ、183人、介護人材が不足しているという調査結果が出ました。これは2年前の調査に比べると、25人増えているという結果になっております。したがって、この部分をまずは介護人材が不足しているということで何とかしなくてはいけないというところがあります。

そのほかに、やはり今一番問題になっているのは、ケアマネの不足ということでもあります。これも介護人材の実態調査の中で事業所のほうから回答いただいて、16人、ケアマネジャーが不足しているということでありました。

うちのほうの今、市内のケアマネ不足の実態を少々申し上げたいと思いますけれども、介護申請をいたしまして通常でありますと、認定については、大体30日以内で出るのでありますけれども、その間の今度はケアマネを探すに当たってケアマネが不足しているということでもあります。そのところを私どもが一番心配しておりまして、なかなかサービスに結びつかないということがありますので、その辺のところ、重点的に今回の介護人材不足の5か年事業ということで当初予算に上げさせていただきました。

それに対して人材不足がどのくらい解消するかということでもありますけれども、私どももはっきり申し上げてそのところはどのくらい解消するかというところは、ごくの数字はつかんでおりません。ただ、この介護人材の5か年計画を行うことによって、人材不足が解消されると考えております。

以上です。

〔「時間がないので終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は、明日3月9日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後6時17分〕